

米国愛国者法（反テロ法）（上）

平野 美恵子、土屋 恵司、中川 かおり

米国愛国者法（反テロ法）目次

米国愛国者法の概要 中川 かおり

米国愛国者法目次

米国愛国者法逐条解説

第1章～第5章 中川 かおり

第6章 土屋 恵司

第7章 平野 美恵子

第8章～第9章 土屋 恵司

第10章 平野 美恵子(以上本号)

米国愛国者法による改正後の合衆国法典登載主要関連規定(以下次号)

合衆国法典

第18編第2331条～第2339B条（テロリズム） 土屋 恵司訳

第18編第2510条～第2522条（有線通信及び電子的通信の傍受及び口頭の会話の傍受）

中川 かおり訳

第18編第2701条～第2712条（蓄積された有線通信、電子的通信及び取引記録へのアクセス）

中川 かおり訳

第18編第3121条～第3127条（ペンレジスター及びトラップ・アンド・トレース装置）

中川 かおり訳

第50編第1801条～第1811条（外国諜報監視：電子監視） 平野 美恵子訳

第50編第1821条～第1829条（同：物理的搜索） 平野 美恵子訳

第50編第1841条～第1846条（同：外国諜報及び国際テロリズム捜査のためのペンレジスター及びトラップ・アンド・トレース装置） 平野 美恵子訳

第50編第1861条～第1862条（同：外国諜報の目的による業務記録の入手） 平野 美恵子訳

米国愛国者法の概要

中川 かおり

法律制定の経緯

2001年9月11日のテロ事件は、米国本土への攻撃であったこと、またその規模が大きかったことから、米国社会に大きな衝撃を与えた。政府及び議会はこれに対応するために、事件直後から活発に動きだした。

9月17日（火）に司法省で行われた記者会見で、アシュクロフト司法長官は、議会に望む法改正案の概要を示し、議会に対して、迅速に改正審議を進め、その週のうちに表決を行うことを求めた^(注1)。19日には、同長官は、議会に対して案の詳細を示したが、それは通信傍受のためのより効果的な手段を法執行機関に与えることや刑事法を改正してテロに対する罰則を強化することなどを内容とするものであった。

こうした司法省の性急な要求に対し、議会は比較的冷静に対処したように見える^(注2)。下院は20日に司法省職員からブリーフィングを受け、24日には司法長官を証人とする公聴会を行った^(注3)。上院も25日になって、同じく司法長官を証人として公聴会を行った^(注4)。

10月2日に、下院では市民的権利の保護の観点から、司法長官の要望とは一線を画した法案(H.R. 2975)が提出され、12日に可決された。他方、上院では、10月4日に法案(S. 1510)が提出され、11日に可決された。両法案は重要な点で相違していたため^(注5)、両院の司法委員会委員、共和党及び民主党指導部らの調整は当初長引くかに見えた。しかし、議会を巻き込んだ炭疽菌事件の結果、慎重論者の勢力が弱まり、法案の審議は加速された。

結局、両院協議会を開催する道はとられず、上記の調整に基づき新たな法案(H.R. 3162)

が作成された。この法案は、下院で10月24日に、上院で25日に可決され、26日には大統領の署名を受けて「米国愛国者法」^(注6)として成立した。

法律の構成

ここでは、各章の主な規定を紹介する。

第1章は、テロに対する国内の安全性の向上を図るもので、反テロリズム基金の創設(第101条)、電子犯罪対策本部の拡大(第105条)を定める。

第2章は、捜査権限の強化を定める。

米国では、通信傍受を規制する法律が時代遅れのものになっており、新しい通信手段が規制対象から抜け落ちていた^(注7)。そこで、今回の法改正では新しい通信手段を対象とする改善が図られた。たとえば、捜査官は従来のEメールに加えてボイスメールも捜査令状により傍受できるようになり(第209条)、従来の電話回線を通じた会話に加えて、ケーブル回線の通信により行われる会話も傍受できるようになった(第211条)。また、テロ事件ではイスラム系のテロリストが実行犯の多数を占めていたが、言葉の壁から収集証拠の分析が不十分であったことが判明したため、FBIの翻訳者を増員することにした(第205条)。また、法執行機関が入手した外国諜報情報を、諜報機関等に開示することができるようにし(第203条)、捜査官は、令状の執行を通知することなく家宅等を搜索できるようになった(第213条)。なお、法執行機関等によるプライバシー侵害の懸念から、第2章の主な規定は、2005年12月31日に失効するとの定めが置かれた(第224条)。

第3章は、マネーロンダリングの阻止についてである。同時多発テロは、航空機をハイジャックし、金融や国防の中枢に打撃を与える大規模なものであったが、テロリストの養成には多大な資金が投入されたとみられている。こうした国際テロ組織の資金源を断つことが、テロ予防の面からは重要である。そこで、外国銀行と取引を行う米国銀行の義務を加重し（第311条、第312条、第319条等）、外国人や外国にある収益が米国と一定の関連を持つ限りで、これを米国の裁判所の管轄権に含めることとした（第317条、第323条）。第3章についても、プライバシー侵害の懸念が強かったため、議会がこの章を無効とする合同決議を行う場合には、2005年10月1日をもって失効するとの規定が設けられた（第303条）。

第4章は、テロリストを水際で阻止することを図る。すなわち、カナダと接する北部国境の警備を強化する（第401条、第402条、第404条等）とともに、国境の安全性を向上させるためにテクノロジー利用を推進する（第403条、第405条、第417条等）。また、テロリストの支援者をも強制退去の対象とすることが明確化され（第411条）、司法長官はテロリストと認定した外国人を7日間までは無条件に拘束できる権限をもつことになった（第412条）。その他、9月11日のテロ攻撃の被害者となった移民の救済のための特別措置が講じられた（第4章C節）。

第5章は、テロ捜査に対する障壁を除去することを目的としており、行政機関間の相互協力や共同管轄（第504条、第506条等）、FBIの権限拡大（第505条）などを定めている。

第6章は、公共保安職員やテロの被害者及びその家族への補償と支援を定める。同時多発テロ事件では、警察官、消防士をはじめとする公共保安職員の相当数が、死傷者・行方不明者に名を連ねることとなった。直接の死傷者のほか、精神的、経済的に被害を受けた者も膨大な

数に達している。そこで、こうした被害者を救済するために、公共保安職員の給付金申請手続きを迅速化し（第611条、第612条）、犯罪被害者を支援する（第6章B節）ことにした。

第7章は、重要な基盤施設防護のための情報共有についてであり、州及び地方自治体の法執行機関との情報共有及び協力を向上させるプログラムを促進する（第701条）。

第8章は、テロリストに対する罰則の強化を定める。主なものをあげると、大量輸送システムに対するテロが新たに処罰の対象とされ（第801条）、特定のテロ犯罪について、公訴期限が撤廃され（第809条）、サイバーテロの処罰要件が明確化され（第814条）、生物兵器の所持が新たに処罰の対象とされることとなった（第817条）。

第9章は、諜報活動の改善を図る。連邦政府の諜報機関はテロリストに関する情報を有する団体等と協力すること（第903条）、法執行機関は入手した有用な外国諜報情報を原則として中央情報長官^(注8)に開示しなければならないこと（第905条）などが定められた。

第10章は、連邦と州及び地方自治体の協力について定める。州及び地方自治体が生物テロに対応するための連邦補助金プログラムに上院が重点的に取り組む意向が示され（第1013条）、また、連邦が州や地方自治体と協力して重要基盤を防護するための国家基盤シミュレーション分析センター（NISAC）の設置が定められた（第1016条）。

^(注9) 主な論点

議会の論議が集中したのは、捜査権限の強化を図る規定（主に第2章）であった。主な論点は、次の4つである。

第一に、法執行機関は、通信傍受又は大陪審により入手された外国諜報情報を、他の法執行機関や諜報機関に対して開示することができる

とする規定（第203条）についてである（第905条も参照）。ここにいう「外国諜報情報」は曖昧かつ広範な概念であり、法執行機関が「外国諜報情報」として収集した情報に限るとはいえ、諜報機関への開示は人権侵害を引き起こすおそれがある^{(注10) (注11)}。

第二に、捜査官は令状の通知なく家宅等を捜索できるとする規定（第213条）についてである。従来は、不当な逮捕・捜査・押収の禁止を定める合衆国憲法第4修正の趣旨に基づき、捜査にあたっては令状の執行を通知していた。しかし、今回の改正では、事前の通知が捜査を危険にさらす「かもしれない（may）」と「信ずることにつき相当な理由がある（reasonable cause to believe）」場合には令状の通知が不要とされ、ほとんど常に合衆国憲法第4修正の趣旨がないがしろにされるおそれがある^(注12)。

第三に、1978年外国諜報監視法（Foreign Intelligence Surveillance Act of 1978；FISA^(注13)）に基づき外国諜報情報を入手する場合には、その情報が、捜査の「重要な目的のうちの一つ（a significant purpose）」であればよいとする規定（第218条）についてである。そもそもFISAは、諜報機関が外国勢力の活動の監視にあたる場合に、犯罪捜査の場合に要求される合衆国憲法第4修正に基づく「相当な理由（probable cause）」の要件を緩和し、特別の手続きに基づいて諜報活動を行うことを可能とする法律である。それだけに、これまでは外国諜報情報が捜査の「目的（the purpose）」であることが厳格に要求されていた。それが今回の改正で、実際には不要な場合にも広く諜報活動が行われるおそれが生じたのである。

第四に、FBIが金融機関や通信サービス・プロバイダに対して顧客の個人情報の提出を求める場合に、その情報が「国際テロや秘密諜報活動の防止を目的とした正式な捜査に関連」することを明示することで足りるとした規定（第

505条）についてである。これは、法執行機関が、金融機関やプロバイダの同意を得さえすれば、裁判所の関与を求めることなく捜査ができるようにした点で問題がある。

また、外国人の拘束や強制退去の権限を強化する第4章も論議の対象となった。主な論点は、次の2つである。

第一に、国務長官がテロ組織として指定していない組織を支援する外国人は、それがテロリストの活動を増進することを知らなかったこと等を証明する機会を与えられるとする規定（第411条）についてである。これについては、国務長官が指定を怠っている組織に対して支援した者も強制送還されうることや、立証責任が政府ではなく外国人の側に課されうることの問題がある。

第二は、司法長官はテロリストと認定する者を拘束できるが、7日以内に強制送還又は訴訟の提起をしないときは、解放しなければならないとする規定（第412条）についてである。問題は、この規定が、6月毎の再検討を条件として、司法長官に拘束機関を延長できる場合を認めていることである。このため、外国人は強制退去訴訟で勝訴しても、司法長官が疑いを持ち続けるかぎりでも引き続き拘束される可能性がある。また、第412条は拘束の対象を「移民及び国籍法上のテロリスト」に限定しているが、第412条の制定を契機に移民関連法全般の運用が厳しくなり、テロリズムとは無関係の軽微な移民関連法違反者（ビザ切れなど）まで拘束されるようになる可能性がある。つまり、この規定はテロリスト以外の移民の取扱い全般に、大きな影響を与えるおそれがある^(注14)。

テロ関連法における愛国者法の位置付け

テロ事件の直後には、上記の米国愛国者法のほかにも、多くの法律がテロ対策のためと称して審議され、どの法律がテロ関連法であるかの

見極めが困難な事態が続いた。また、事件から1年近く経過した現在は、テロ対策の規定が拡散する傾向にあるため、見極めは依然として困難である。

ここでは、米国議会調査局がテロ関連法律として掲げたりリストを元^(注15)に、2001年9月11日以降、連邦議会でテロ対策法として制定された法律の名称及び必要に応じて主な内容を掲げる。

- ① 「2001年9月11日のテロリストの攻撃に関連した一連の職務遂行において被った人身被害の直接の結果として殺害され、又は壊滅的な傷害を受けた公共保安職員に対する一定の給付金の迅速な支給について定める法律（公共保安職員給付法）」^(注16)
- ② 「米国へのテロ攻撃からの復興及び対処のための2001年緊急追加支出法」^(注17)
テロからの復興及びテロ対策のために400億ドル（約5兆4千億円）の緊急支出を行う。
- ③ 「2001年9月11日の米国に対するテロリストの攻撃に関する上下両院の意思を表明する合同決議」^(注18)
テロ攻撃を非難し、犠牲者に哀悼の意を表した上で、テロに対して断固とした措置をとるとする議会の意思を表明する。
- ④ 「さき起きた米国に対する攻撃に責任を負うべき者達に対し、米国軍隊の使用を認める合同決議」^(注19)
議会によるチェックを定めた戦争権限法の枠内で大統領による武力行使を承認する。
- ⑤ 「航空運輸の安全及びシステム安定化法」^(注20)
連邦による損失補填（50億ドル（約6690億円））及び融資保証（100億ドル（約1兆3400億円））、航空保険のリスクの一部の連邦による負担等を内容とする航空会社への支援を定める。
- ⑥ 「非移民に対するSビザの承認にあたり、恒久的な権限を付与するために、移民及び国籍法を改正する法律」^(注21)
犯罪組織又はテロリスト組織に関する重要な情報を保有し、法執行機関に提供する外国人に対して、Sビザを提供する期限を2001年9月13日としていたが、この期限を定める一文を削り、該当する外国人に対して以後無期限にSビザを提供できるようにする。
- ⑦ 「米国愛国者法」
- ⑧ 「2003年9月30日までの間、パキスタンに対する対外援助制限を解除する権限を大統領に与えることその他を目的とする法律」^(注22)
- ⑨ 「航空及び運輸安全法」^(注23)
空港検査官や職員の経歴チェックの厳格化、連邦航空保安官が同乗する便の拡大、手荷物チェックの厳格化、空港の安全性の強化等を内容とする。
- ⑩ 「2001年アフガンの女性及び児童救済法」^(注24)
アフガニスタンの子どもや女性に対し、教育面、保健面での支援を行うために大統領に支出権限を与える。
- ⑪ 「合衆国法典第36編を改正し、9月11日を愛国者の日とするための法律」^(注25)
9月11日を愛国者の日と定め、その日に大統領が声明を出すことや、半旗を掲げることを定める。
- ⑫ 「2002会計年度国防総省歳出授權法」^(注26)
- ⑬ 「2002会計年度諜報活動歳出授權法」^(注27)
諜報機関の歳出を定めるほか、議会の諜報機関への行政監督を強化するために、諜報機関の活動に関する報告要求を強化する。

⑭ 「2001年学生のための高等教育支援機会法」^(注28)

テロ事件の対処に携わった学生、兵役についた学生、被害地に居住又は就職している学生等に対し、その経済的負担を軽減する。

⑮ 「2001年テロ被害者のための減税法」^(注29)

テロの被害者への免税措置、テロ攻撃を受けたニューヨーク市の税軽減措置等を実施する。

⑯ 「2001年9月11日のテロ攻撃の被害者に対し、ロバート・T・スタフォード災害救援及び緊急支援法に基づく失業給付を入手できる期間を延長する法律」^(注30)

2001年に入って失速していた経済は、テロ事件により大きな打撃を受け、航空業界や保険業界を中心として失業者が急増した。これに対処するために、失業給付の受給期間を延長する。

⑰ 「2002年国境保全改善及びビザ入国改革法」^(注31)

入国帰化局（INS）職員を米国愛国者法よりもさらに増員すること、外国人が米国に入国するときは、生物的特徴測定技術（バイオメトリクス）による情報を含む旅券を携帯しなければならないこと、商業航空機及び船舶が米国に到着する前に、乗客及び乗務員の名簿提出を要求すること等を内容とする。

⑱ 「2002年公衆衛生保全並びに生物テロへの準備及び対処のための法律」^(注32)

生物テロ等の緊急事態に備えた州及び地方自治体への支援体制の確立や、厚生省（HHS）への国家備蓄としてのワクチンの確保の指示等を内容とする。

⑲ 「職務中に殺害された牧師に公共保安職員死亡給付金を保証するために、1968年犯罪防止及び街路の安全性に関する包括法を改正する法律」^(注33)

公共保安職員死亡給付金は、これまでは公共保安職員の配偶者や子どもに対して支給されるのみであったが、これを同性のパートナーに対しても支給できるようにし、また、警察署や消防署付きの牧師に対しても支給する。

このように9月11日以降、多くのテロ関連法が制定されてきた。米国愛国者法は非常に広範な内容の定めを改正する法律であるが、この法律のカバーする領域においても、後の法律の定めによりさらに改正がなされ、詳細化された例は多い。たとえば、愛国者法の第4章は国境保全に関する従来の規定に対して改正を行っているが、これを「2002年国境保全改善及びビザ入国改革法（表の⑰）」がさらに改正した。これとは逆に、愛国者法がそれ以前の法律の定めを改正し、詳細化した例としては、「公共保安職員給付法（表の①）」がある。

一方、愛国者法がカバーしていない領域についての定めを改正するテロ関連法も数多い。たとえば、「航空運輸の安全及びシステム安定化法（表の⑤）」や、「航空及び運輸安全法（表の

⑨）」がそれである。

このように、愛国者法による改正が通過点としての意味を持つにすぎない領域もある。しかし、特に捜査権限を拡大した点や、刑法上の犯罪類型にテロを明確に位置付けた点、外国人が関わるマネーロンダリング対策規定を強化した点では、愛国者法は、テロ関連法の中でも最も重要な法律の一つであろう。

以下では、まず愛国者法を概観する目的で目次と逐条解説を掲げる。その後、合衆国法典中、愛国者法により重要な改正を受けた、テロ関連の罰則を定める刑法規定、法執行機関による通信傍受の手続きを定める規定及びFISAに基づく諜報機関の通信傍受の手続きを定める規定^(注34)の全訳を掲げる。なお、翻訳は次号に掲載する^(注35)。

(注)

- (1) 司法長官及び連邦捜査局長官の記者会見
http://www.usdoj.gov/ag/agcrisisremarks9_17.htm
- (2) 司法長官が3日で法律を制定することを要求したのに比べれば、議会はある程度の時間をとって審議したといえる。しかし、上院法案については、マークアップ会議すら行われず、また、下院法案についてはマークアップ会議は行われたが、公聴会は開かれなかった。さらに、後述のように、最終法案は、両院協議会を開くことなく両院の指導部により作成され、委員会審議も経ないで本会議に上程された。そのため、多くの議員は、法案の全文は勿論、要約さえも読むことなく表決することになったという。“With Powers Like These, Can Repression Be Far Behind?”, *Los Angeles Times*, Oct. 3, 2001
- (3) 下院の公聴会におけるアシュクロフト司法長官の証言 http://www.house.gov/judiciary/ashcroft_092401.PDF
- (4) 上院の公聴会におけるアシュクロフト司法長官の証言 <http://judiciary.senate.gov/oldsite/te092501f.htm> 下院公聴会及び上院公聴会での司法長官の証言をもとにすると、19日に司法省が議会に示した法改正案の概要は以下のようにまとめられる。提案理由は5点である。それぞれについて、要望の具体的な内容も示された。①捜査機関の情報収集能力の強化・合理化の必要。具体的には、携帯電話、コンピュータ・ネットワークその他の新技術に対応する通信傍受方法の容認、単一の令状で全国一円の捜査を可能とすること。②テロに焦点を当てた刑法改正の必要。具体的には、テロ行為の公訴期限を撤廃し、殺人やスパイ行為と同等にすること、テロリストを匿うことを犯罪とし、スパイを匿うことと同等とすること、テロ行為の共同謀議を厳罰化し、麻薬犯罪の共同謀議と同等とすること。③外国国籍のテロ容疑者を拘束し、又は強制退去させる入国帰化局の権限強化の必要。具体的には、テロリスト個人だけでなく、テロ組織に対して支援を行った

外国人も米国から追放できるようにすること。④テロ資金の追跡権能の拡大の必要。具体的には、現行の資金凍結と取引禁止に加えて、資金の流れを追跡できるようにすること、テロ組織と経済取引を行った者には刑事罰を科すこと。⑤被害者補償の必要。具体的には、大統領及び司法省が、テロの被害者とその家族に対して、迅速な救済を提供できるようにすること。

- (5) 下院法案は、マネーロンダリング規定、生物兵器についての規定が含まれず、また、捜査権限強化のための主な規定は5年の時限立法とされていた。一方、上院法案にはこうした時限規定がなかった。調整の結果、最終法案（H.R. 3162）には、マネーロンダリング規定と生物兵器についての規定が共に挿入され、捜査権限強化のための主な規定には4年の時限規定が設けられた。
- (6) To deter and punish terrorist acts in the United States and around the world, to enhance law enforcement investigatory tools, and for other purposes, Oct. 26, 2001, Pub. L. No. 107-56, 115 Stat. 272. この法律は、USA PATRIOT ACT と通称される。
- (7) 犯罪捜査における通信の傍受のための主な法律は、「1968年犯罪防止及び街路の安全性に関する包括法」第3編である（Omnibus Crime Control and Safe Streets Act of 1968, Jun. 19, 1968, Pub. L. No. 90-351, Title III, 82 Stat. 197）。もちろん、その後数次の改正を経てはいるが、技術の進歩への対応は十分とは言えない状態であった。
- (8) Director of Central Intelligence, CIA その他の合衆国の諜報関連機関を統轄する長のことを言う。一般には、CIA 長官と呼ばれることが多い。
- (9) 批判は、主に、最終法案（H.R. 3162）への投票を前にした次の議員達の発言に基づく。ちなみに、ファインゴールド議員は、H.R. 3162 について、上院の審議過程でプライバシー保護の観点から多くの修正案を提出したが容れられず、最終表決において上院で唯一の反対票を投じた議員である。

ファインゴールド議員の発言 147 Cong. Rec. S11019-11023 (daily ed. Oct. 25, 2001)

レーヒー上院司法委員長の発言 147 Cong. Rec. S10990-11005 (daily ed. Oct. 25, 2001)

ハッチ議員の発言 147 Cong. Rec. S11015-11018 (daily ed. Oct. 25, 2001)

(10) 今回の法律が、第203条や第905条により、法執行機関と諜報機関で情報共有できる範囲を拡大したことについては、特にレーヒー上院司法委員長が、強い懸念を表明している。この情報共有の拡大により、諜報機関が捜査をするのと同等の結果となることを恐れてである。この懸念の背景には、1970年代半ばに明らかとなった、米国民に対する諜報機関の監視権限及び諜報権限の濫用がある。ウォーターゲート事件やベトナム戦争の頃までは、行政府は、国家安全保障の名の下に、諜報機関を自由に指揮できる状態にあり、諜報機関は捜査にわたる活動を行うことができた。こうして収集した情報に基づき、政治運動や環境運動の指導者の信用を失墜させる工作が政府により行われ、市民の人権侵害は広範囲にわたった。これを是正するために、議会による行政監督が行われるようになり、また、米国内で電子監視を行う場合には裁判所命令を要求する1978年外国諜報監視法が制定された。委員長は、今回の法律が、このときに截然と分けられた法執行機関と諜報機関の関係を再び曖昧にすることに懸念を表明した。しかし、問題点を指摘しつつも、委員長は、こうした規定が現下の状況では必要であることを認め、この法律の制定を歓迎した。ただし、2005年12月31日に主な規定が失効する（第224条）までの4年間、議会は権限が濫用されることのないよう行政監督の任務を負ったと釘をさすのを忘れなかった。注(9)に掲げたレーヒー上院司法委員長の発言参照。

(11) 第203条については、人権侵害のおそれを減らすために、法執行機関から諜報機関への情報開示を、裁判所の承認にかからしめるべきであったとの批判がある。David Cole and James Dempsey,

TERRORISM AND THE CONSTITUTION, (New York: The New Press, 2002) p. 165.

(12) 第213条は、第224条により時限規定とされていない。これは、テロ捜査以外にも広く適用される改正を、同時多発テロ事件に乗じて行うものであるとする強い批判がある。前掲書（注(11)）David Cole and James Dempsey, pp. 161-162.

(13) Foreign Intelligence Surveillance Act of 1978, Oct. 25, 1978, Pub. L. No. 95-511, 92 Stat. 1783. (本誌次号掲載の日本語訳を参照)

(14) 米国愛国者法第412条に関するこうした懸念は、制定から数ヶ月で現実のものとなった。テロ事件後に拘束された移民の数は、2001年12月には約650名にのぼったが、その時点で、第412条に基づいて拘束されている者は一人もいなかったという (R. Germain, "RUSHING TO JUDGMENT: THE UNINTENDED CONSEQUENCES OF THE USA PATRIOT ACT FOR BONA FIDE REFUGEES", *Georgetown Immigration Law Journal*, vol. 16, no. 2, (2002) p. 523)。こうして拘束された者は、公開の審理を経ないまま、数百人規模で強制送還されている。米国愛国者法は、亡命及び強制送還の差止に関する移民関連規定には何らの変更も加えていないことから、こうした拘束や強制送還は、既存の法律の運用により行われていることになる。

(15) LEGISLATION RELATED TO THE ATTACK OF SEPTEMBER 11, 2001. <http://thomas.loc.gov/home/terrorleg.htm> (10月末現在)

(16) Act of Sept. 18, 2001, Pub. L. No. 107-37, 115 Stat. 219.

(17) Act of Sept. 18, 2001, Pub. L. No. 107-38, 115 Stat. 220.

(18) Act of Sept. 18, 2001, Pub. L. No. 107-39, 115 Stat. 222.

(19) Act of Sept. 18, 2001, Pub. L. No. 107-40, 115 Stat. 224.

(20) Act of Sept. 22, 2001, Pub. L. No. 107-42, 115 Stat. 230.

- (21) Act of Oct. 1, 2001, Pub. L. No. 107-45, 115 Stat. 258.
- (22) Act of Oct. 27, 2001, Pub. L. No. 107-57, 115 Stat. 403.
- (23) Act of Nov. 19, 2001, Pub. L. No. 107-71, 115 Stat. 597.
- (24) Act of Dec. 12, 2001, Pub. L. No. 107-81, 115 Stat. 811.
- (25) Act of Dec. 18, 2001, Pub. L. No. 107-89, 115 Stat. 876.
- (26) Act of Dec. 28, 2001, Pub. L. No. 107-107, 115 Stat. 1012.
- (27) Act of Dec. 28, 2001, Pub. L. No. 107-108, 115 Stat. 1394.
- (28) Act of Jan. 15, 2002, Pub. L. No. 107-122, 115 Stat. 2386.
- (29) Act of Jan. 23, 2002, Pub. L. No. 107-134, 115 Stat. 2427.
- (30) Act of Mar. 25, 2002, Pub. L. No. 107-154, 116 Stat. 80.
- (31) Act of May. 14, 2002, Pub. L. No. 107-173, 116 Stat. 543.
- (32) Act of Jun. 12, 2002, Pub. L. No. 107-188, 116 Stat. 594.
- (33) Act of Jun. 24, 2002, Pub. L. No. 107-196, 116 Stat. 719.
- (34) 18 U.S.C. §§ 2331-2339B. これは、主に愛国者法の第8章による改正を受けた部分である。
- (35) 18 U.S.C. §§ 2510-2522, §§ 2701-2712, §§ 3121-3127. これは、主に愛国者法の第2章による改正を受けた部分である。
- (36) 50 U.S.C. §§ 1801-1811, §§ 1821-1829, §§ 1841-1846, §§ 1861-1862. これは、主に愛国者法の第2章による改正を受けた部分である。

（なかがわ かおり・海外立法情報課）

米国愛国者法目次

第1章 テロリズムに対する国内の安全性の向上

- 第101条 反テロリズム基金
- 第102条 アラブ系及びイスラム系アメリカ人に対する差別行為を非難する議会の意向
- 第103条 連邦捜査局の技術支援センターのための資金の増額
- 第104条 特定の緊急事態において禁止規定を執行するための軍隊の支援要請
- 第105条 全米電子犯罪対策本部の主導力の拡大
- 第106条 大統領の権限

第2章 監視手続の改善

- 第201条 テロリズムに関連する有線通信、口頭の会話及び電子的通信を傍受する権限
- 第202条 コンピュータ詐欺及びコンピュータ濫用罪に関連する有線通信、口頭の会話及び電子的通信を傍受する権限
- 第203条 犯罪捜査情報を共有する権限
- 第204条 有線通信、口頭の会話及び電子的通信の傍受及び開示に対する制限からの諜報機関の除外の確認
- 第205条 連邦捜査局による翻訳者の雇用
- 第206条 1978年外国諜報監視法に基づく移動傍受の権限
- 第207条 外国勢力のエージェントであって、合衆国の人ではない者に対する外国諜報監視法に基づく監視の期間
- 第208条 裁判官の任命
- 第209条 令状によるボイスメールのメッセージの押収
- 第210条 電子的通信記録のための罰則付召喚令状の範囲
- 第211条 範囲の確認
- 第212条 生命及び身体を保護するための電子的通信の緊急開示
- 第213条 令状執行通知を延期する権限
- 第214条 外国諜報監視法に基づくペンレジスター及びトラップ・アンド・トレースの権限
- 第215条 外国諜報監視法に基づく記録及び他の情報の入手
- 第216条 ペンレジスター及びトラップ・アンド・トレース装置の利用権限の修正
- 第217条 不正アクセス者の行う通信の傍受
- 第218条 外国諜報情報
- 第219条 テロリズムのための単一管轄の捜査令状
- 第220条 電子監視のための捜査令状の全国的発付
- 第221条 貿易制裁

- 第222条 捜査機関への支援
- 第223条 権限に基づかない特定の開示に対する民事責任
- 第224条 時限規定
- 第225条 外国諜報監視法の通信傍受規定に従う者の免責

第3章 国際マネーロンダリングの阻止及びテロリストへの資金供与防止のための2001年法

- 第301条 略称
- 第302条 事実認定及び目的
- 第303条 議会における4年後の再検討：迅速な審議

A節 国際マネーロンダリングの阻止及び関連規定

- 第311条 マネーロンダリングの大きな懸念を与える管轄区、金融機関又は国際取引のための特別措置
- 第312条 コルレス口座及びプライベート・バンキング口座に対する特別の精査
- 第313条 外国のペーパー銀行のためのコルレス口座の禁止
- 第314条 マネーロンダリングを阻止するための協力
- 第315条 外国人贈賄罪のマネーロンダリング罪への包含
- 第316条 テロリズム防止のための没収からの保護
- 第317条 マネーロンダリングを行う外国人に対する拡大裁判管轄権
- 第318条 外国銀行を通じたマネーロンダリング
- 第319条 米国の銀行間口座資産の没収
- 第320条 外国犯罪の収益
- 第321条 合衆国法典第31編53章第2節に特定された金融機関
- 第322条 逃亡者に代表される企業
- 第323条 外国の判決の執行
- 第324条 報告及び勧告
- 第325条 金融機関の集中口座
- 第326条 身元の確認
- 第327条 マネーロンダリング防止記録の考慮
- 第328条 電信振替の振込人確認のための国際協力
- 第329条 刑事罰
- 第330条 マネーロンダリング、金融犯罪及びテロリスト集団への資金供与の捜査における国際協力

B節 銀行秘密法の改正及び関連する改善

- 第351条 疑わしい取引の報告に関する改正
- 第352条 マネーロンダリング防止プログラム
- 第353条 地理的範囲に対する命令及び特定の記録保持要求の違反に対する罰則並びに地理的

範囲に対する命令の有効期間の延長

- 第354条 マネーロンダリング防止戦略
- 第355条 文書による雇用照会に違法行為の疑いを含める権限
- 第356条 証券ブローカー及びディーラーによる疑わしい取引の報告；投資会社の調査
- 第357条 銀行秘密規定の執行についての特別報告書
- 第358条 国際テロリズムに対抗するための銀行秘密規定及び米国諜報機関の活動
- 第359条 地下銀行組織による疑わしい取引の報告
- 第360条 米国総務の権限の利用
- 第361条 金融犯罪捜査ネットワーク
- 第362条 高度に安全なネットワークの確立
- 第363条 マネーロンダリングに対する民事罰及び刑事罰の加重
- 第364条 連邦準備制度の施設に対する統一的な保護権限
- 第365条 非金融取引又は業務において受領された硬貨及び紙幣についての報告
- 第366条 通貨取引報告システムの効果的な利用

C節 通貨犯罪及び保護

- 第371条 大量の現金の米国内への持込み及び米国外への持出し
- 第372条 通貨報告における没収
- 第373条 違法な送金業務
- 第374条 国内の通貨又は債券の偽造
- 第375条 外国の通貨又は債券の偽造
- 第376条 テロリズムの収益のロンダリング
- 第377条 域外的管轄権

第4章 国境の保全

A節 北部国境の保全

- 第401条 北部国境への適切な人員の保証
- 第402条 北部国境職員
- 第403条 米国へのビザ申請者及び入国申請者の犯罪歴のうち特定の情報に対する国務省及び司法省移民帰化局のアクセス
- 第404条 超過勤務手当を支払うための限定的な権限
- 第405条 入国地点及び在外領事館における統合自動指紋確認システムについての報告

B節 移民規定の改善

- 第411条 テロリズムに関する定義
- 第412条 テロリストの疑いのある者の強制的な拘束；人身保護令状；司法審査
- 第413条 テロリストに対抗する多国間協力

- 第414条 ビザの完全性及び安全性
- 第415条 国土安全保障局の出入国対策本部への参加
- 第416条 外国人学生監視プログラム
- 第417条 機械可読パスポート
- 第418条 領事館の選択の防止

C節 テロリズムの被害者のための移民特権の維持

- 第421条 特別の移民の身分
- 第422条 申請又は再提出期限の延長
- 第423条 特定の生き残った配偶者及び子に対する人道的救済
- 第424条 子どもの保護の特例的拡大
- 第425条 暫定的行政救済
- 第426条 死亡、障害又は失業の証拠
- 第427条 テロリスト又はその家族への利益供与の禁止
- 第428条 定義

第5章 テロリズムの捜査に対する障害の除去

- 第501条 テロリズムとの戦いに対し司法長官が報奨金を支出する権限
- 第502条 国務省が報奨金を支出する権限
- 第503条 テロリスト及び他の暴力犯罪者のDNAの特定
- 第504条 法執行機関との協力
- 第505条 さまざまな国家安全保障権限
- 第506条 シークレット・サービスの管轄権の拡大
- 第507条 教育記録の開示
- 第508条 全米教育統計調査の情報の開示

第6章 テロリズムの被害者、公共保安職員及びその家族に対する支援

A節 公共保安職員の家族に対する支援

- 第611条 テロリストの攻撃の阻止、捜査、救援又は復旧に関わった公共保安職員に対する給付の迅速化
- 第612条 英雄的な公共保安職員に対する給付の迅速化のための技術的な訂正
- 第613条 公共保安職員給付金プログラムの支出額の増額
- 第614条 司法プログラム局

B節 1984年犯罪被害者法の改正

- 第621条 犯罪被害者基金
- 第622条 犯罪被害者補償

第623条 犯罪被害者支援

第624条 テロリズムの被害者

第7章 重要基盤の防護のための地域的情報共有の増進

第701条 テロリストの攻撃に関する連邦・州・地方自治体の法執行機関の対応を促進するための地域的情報共有システムの拡大

第8章 テロリズムに対する刑法の強化

第801条 大量輸送システムに対するテロリストの攻撃及びその他の暴力行為

第802条 国内テロリズムの定義

第803条 テロリスト隠匿の禁止

第804条 外国での米国施設に対して行われた犯罪の裁判管轄権

第805条 テロリズムに対する物的支援

第806条 テロリスト組織の資産

第807条 テロリズムに対する物的支援の規定に関連した技術的な明確化

第808条 連邦のテロリズム犯罪の定義

第809条 特定のテロリズム犯罪に対する公訴期限の撤廃

第810条 テロリズム犯罪に対する最高刑の引き上げ

第811条 テロリストの共同謀議に対する罰則

第812条 テロリストの釈放後の監視

第813条 テロリズムの行為の脅迫行為への包含

第814条 サイバーテロリズムの阻止及び予防

第815条 政府の要求に応じてした記録の保存に関する民事訴訟に対する抗弁の追加

第816条 サイバーセキュリティの法的能力の向上及び支援

第817条 生物兵器規制関連制定法の拡大

第9章 諜報活動の改善

第901条 1978年外国諜報監視法に基づいて収集される外国諜報情報に関する中央情報長官の責務

第902条 1947年国家安全保障法に基づく外国諜報情報の範囲内への国際テロリストの活動の包含

第903条 テロリスト及びテロリスト組織についての情報を入手するための諜報活動の連繋の確立及び維持に関する連邦議会の意向

第904条 連邦議会への諜報活動及び諜報関連事項についての報告の提出を延期する暫定的な許可

第905条 犯罪捜査に関する外国諜報関連情報の中央情報長官への開示

第906条 外国テロリスト資産追跡センター

第907条 全米仮想翻訳センター

第908条 外国情報の識別及び利用に関する政府職員の訓練

第10章 雑則

第1001条 司法省による調査

第1002条 議会の意向

第1003条 「電子監視」の定義

第1004条 マネーロンダリング事件の裁判地

第1005条 第一対応者援助法

第1006条 マネーロンダリングに関与する外国人の入国の不許可

第1007条 南及び中央アジアにおける麻薬取締官研修のための資金の承認

第1008条 在外領事館及び合衆国入国地点における FBI 統合自動指紋確認システムにアクセス可能な生物測定識別子スキャニング・システムの使用に関する予備調査

第1009条 コンピュータ・アクセスの調査

第1010条 合衆国軍事施設警備のための地方及び州政府との契約に関する一時的な権限

第1011条 慈悲深いアメリカ人に対する犯罪

第1012条 危険物輸送免許証の発行の制限

第1013条 生物テロ対応の予算に関する上院の意向

第1014条 州及び地方の準備のための助成プログラム

第1015条 州及び地方に対する反テロ助成のための犯罪鑑識技術法の拡充及び予算の再承認

第1016条 重要基盤の防護

米国愛国者法逐条解説^(注1)

平野 美恵子、土屋 恵司、中川 かおり

第1章 テロリズムに対する国内の安全性の向上

第101条 反テロリズム基金

財務省に反テロリズム基金を設ける。これは、司法省及び他の連邦行政機関のために、テロ関連の費用について通常の歳出とは別枠で設ける基金である。

第102条 アラブ系及びイスラム系アメリカ人に対する差別行為を非難する議会の意向

アラブ系及びイスラム系アメリカ人の安全を確保するためにあらゆる努力がなされなければならないことを宣言する。

第103条 連邦捜査局の技術支援センターのための資金の増額

1996年テロリズム防止及び効果的死刑法 (the Antiterrorism and Effective Death Penalty Act of 1996) 第811条に基づき設立された技術支援センター^(注2)のために、2002年、2003年及び2004年の各年に2億ドルずつ支出することを定める。

第104条 特定の緊急事態において禁止規定を執行するための軍隊の支援要請

司法長官は、大量破壊兵器が利用される緊急事態において、司法省による合衆国法典第18編第2332a条(特定の大量破壊兵器の使用)の執行のために、軍事支援を要請する権限を有する^(注3)。

第105条 全米電子犯罪対策本部の主導力の拡大

合衆国シークレット・サービスは、重要基盤及び金融決済システムに対するテロ攻撃を含めた多様な形態の電子犯罪を阻止し、捜査するために、電子犯罪対策本部の全米ネットワーク (a national network of electronic crime task forces) を発展させなければならない。

第106条 大統領の権限

大統領は、国家的緊急事態において、米国の敵国の財産を没収する権限^(注4)を有する。また、機密情報に基づく大統領の決定に関する司法審査に際しては、裁判所に対して、その情報を、一方当事者のみの申立てにより、非公開で提出することができる^(注5)。

(第1章 注)

(1) 逐条解説全体について参考にしたものは、次の3点である。

- ① 司法省が捜査員向けに作成した米国愛国者法の実践ガイダンスマニュアル “Field Guidance on New Authorities (Redacted) Enacted in the 2001 Anti-Terrorism Legislation” http://www.epic.org/privacy/terrorism/DOJ_guidance.pdf
- ② 米国愛国者法逐条解説 147 Cong. Rec. S11005-11014 (daily ed. Oct. 25, 2001)
- ③ Act of Oct. 26, 2001, Pub. L. No. 107-56, 115 Stat. 272.

(2) 1999年にFBIに設立。連邦、州及び地方自治体の捜査機関が犯罪における暗号の利用の増大に対処するための技術支援を行う機関。

(3) 18 U.S.C. § 2332e の改正。(本誌次号掲載の日本

語訳を参照)

- (4) 50 U.S.C. § 1702(a) (1) (C)を追加する改正。
- (5) 50 U.S.C. § 1702(c)を追加する改正。

(中川)

第2章 監視手続の改善

米国では、外国諜報情報（外国勢力又はそのエージェントによる敵対行為、テロ行為、秘密諜報活動等から米国を守るために必要な情報^(注1)）の監視については、通常の法執行機関による監視とは別に、FISAにより規制されていることに注意されたい^(注2)。そのため、第2章は、通常の法執行による監視規定の改正と、FISAの改正及び他の改正が混在したものとなっている。この章でFISAを改正するものは、第206条、第207条、第208条、第214条、第215条、第218条、第225条の各条である。

また、本誌掲載の「米国愛国者法の概要」で詳述したように、第2章の規定は強力な捜査権限を認めるものであることから、プライバシー侵害を危惧する声が議員の間でも非常に高かった。そのため、第224条に、第2章の主要な規定の有効期間を2005年12月31日までとする定めがおかれた。次の概略紹介では、それぞれの条にその旨を明記した。

第201条 テロリズムに関連する有線通信、口頭の会話及び電子的通信を傍受する権限

有線通信、口頭の会話及び電子的通信の傍受のための犯罪リストに、化学兵器に関する犯罪^(注3)や、テロリズムに関する犯罪を追加する。この規定は、2005年12月31日に失効する。

第202条 コンピュータ詐欺及びコンピュータ濫用罪に関連する有線通信、口頭の会話及び電子的通信を傍受する権限

有線通信、口頭の会話及び電子的通信の傍受のための犯罪リストに、重罪にあたるコンピュータ詐欺及びコンピュータ濫用等^(注4)を追加する。この規定は、2005年12月31日に失効する。

第203条 犯罪捜査情報を共有する権限

法執行職員は、通信傍受又は大陪審^(注5)により入手された外国諜報情報を、他の法執行職員、諜報職員、国家安全保障担当職員、国家防衛担当職員、移民担当職員等^(注6)に対して、開示することができる。政府の代理人（an attorney for the government）は、大陪審による情報の開示の場合には、その後相当の期間内に、開示がなされたこと及び開示先の行政機関を裁判所に通知しなければならない。情報の開示を受けた者は、その情報を公的職務遂行に必要な限りで利用ことができ、この制限外の情報の利用は処罰の対象となる。法執行職員が通信傍受により入手した外国諜報情報を共有する権限は、2005年12月31日に失効する。

第204条 有線通信、口頭の会話及び電子的通信の傍受及び開示に対する制限からの諜報機関の除外の確認

外国諜報情報を収集する機関には、刑事捜査のための有線通信、口頭の会話及び電子的通信の傍受に適用される手続や制限は適用されない^(注7)。この規定は、2005年12月31日に失効する。

第205条 連邦捜査局による翻訳者の雇用

連邦捜査局（FBI）は、翻訳者を増員する権限を有する。司法長官は、FBI及び司法省他部局のために働く翻訳者の総数を議会に報告しなければならない。

第206条 1978年外国諜報監視法に基づく移動

傍受の権限

FISA 捜査官は、裁判所が、被疑者の行動について従来型の監視を妨害するものであると認定するときは、移動傍受 (roving wiretaps) を行うことができる。^(注8) すなわち、捜査官は、電話機毎に裁判所命令を受けるのではなく、被疑者が利用するかもしれないあらゆる電話機を監視するための裁判所命令を入手できる。この規定は、2005年12月31日に失効する。

第207条 外国勢力のエージェントであって、合衆国の人ではない者に対する外国諜報監視法に基づく監視の期間

外国勢力のエージェントであって、合衆国^(注9)の人ではない者 (non-United States persons) を対象とした電子監視又は物理的搜索 (physical search) のための FISA に基づく裁判所命令の期間を、90日から120日に変更する。^(注10) また、延長期間を90日以内から1年以内に変更する。^(注11) さらに、通常の物理的搜索のための FISA に基づく裁判所命令の期間を、45日から90日に変更する。^(注12) この規定は、2005年12月31日に失効する。

第208条 裁判官の任命

FISA 法廷のために任命される連邦地方裁判所の判事の数を7名から11名に増やす。そのうちの少なくとも3名がコロンビア特別区から20^(注13)マイル以内に居住していなければならない。

第209条 令状によるボイスメールのメッセージの押収

捜査官は、これまでEメールに認められていたのと同様の範囲で、裁判所命令ではなく捜査令状によりボイスメールを入手できる。^(注14) また、ボイスメールの入手のために、全国一円の単一捜査令状を得ることができる。さらに、プロバイダに対しボイスメールの作成を要請する

場合にも、裁判所命令ではなく捜査令状で足りるとする。この規定は、2005年12月31日に失効する。

第210条 電子的通信記録のための罰則付召喚令状の範囲

法執行機関が罰則付召喚令状 (subpoena)^(注15) に従って電子通信サービス・プロバイダから入手できる記録の範囲を拡大し、銀行口座番号又はクレジット・カード番号を含む支払いの手段及び方法の開示を求められるようにする。^(注16) これまでは、法執行機関が入手できる記録は、受信契約者等の氏名、住所及び契約期間等に限定されていた。

第211条 範囲の確認

ケーブル会社が電話会社又はインターネット・サービス・プロバイダとして行動する場合には、電話会社又はインターネット・サービス・プロバイダに適用される有線通信及び電子的通信の傍受及び開示を規制する法律に従うことを確認する。ただし、受信契約者がどの番組を選択したかについて開示することは明示的に禁止される。^(注17)

第212条 生命及び身体を保護するための電子的通信の緊急開示

電子通信サービス・プロバイダは、人の死又は身体の重大な傷害の急迫の危険が存在すると信ずる場合には、政府機関に対し、受信契約者等の電子的通信について開示することができる。^(注18) 政府機関の側から、裁判所命令又は捜査令状に基づき、プロバイダに対して受信契約者等の情報の開示を請求することもできる。^(注19) この規定は、2005年12月31日に失効する。

第213条 令状執行通知を延期する権限

裁判所が、予め通知することが捜査に対して

悪い影響を与えるると認める場合には、捜査官は、裁判所命令又は令状の執行を直ちに通知することなく被疑者の財産等について捜査を行うことができる。捜査官が裁判所に対し、差押えの相当の必要性を示すことができない場合には、令状を財産又は電子的情報を入手するために利用することはできない。また、個人は、捜査が行われてから「合理的な期間内」に通知を受けなければならない。^(注20)

第214条 外国諜報監視法に基づくペンレジスター及びトラップ・アンド・トレースの権限

FISAに基づき、捜査官がペンレジスター^(注21)及びトラップ・アンド・トレース^(注22)を行う場合には、裁判所に対し、通信傍受が、合衆国の人に関わらない外国諜報情報を入手するためであるか、又は、国際テロや秘密諜報活動に対抗する捜査のためであることを示さなければならない。^(注23) 合衆国の人に対する FISA に基づく捜査は、合衆国憲法第 1 修正により保護される自由な言論活動のみを根拠として行ってはならない。この規定は、2005年12月31日に失効する。

第215条 外国諜報監視法に基づく記録及び他の情報の入手

FISA に基づき、捜査官が業務記録を裁判所命令により入手する場合には、裁判所に対し、記録の入手が、国際テロや秘密諜報活動に対抗する捜査のためであることを示さなければならない。^(注24) 合衆国の人に対する FISA に基づく捜査は、合衆国憲法第 1 修正により保護される自由な言論活動のみを根拠として行ってはならない。この規定は、2005年12月31日に失効する。

第216条 ペンレジスター及びトラップ・アンド・トレース装置の利用権限の修正 裁判所は、全国一円で有効なペンレジスター

及びトラップ・アンド・トレース装置の設置のための命令を出すことができる。^(注25) この条は、ペンレジスターやトラップ・アンド・トレース装置が、電話線以外（たとえばインターネットによる）の通信にも適用されることを保障している。^(注26) ただし、内容の傍受までは許されない。^(注27) さらに、行政機関に対し、ペンレジスターやトラップ・アンド・トレース装置が通信の内容を傍受することのないことを保障するために最新の技術を利用することも要求した。^(注28) カーニボーのような装置の利用については、事後に裁判所へ報告書を提出することを定めた。^(注29)

第217条 不正アクセス者の行う通信の傍受

コンピュータ・サービス・プロバイダが、不正アクセス者による攻撃の被害を受けていると考える場合には、不正アクセス者を法律に基づいて監視することができる。^(注30) コンピュータの不正アクセス者とは、保護されたコンピュータに権限なくアクセスするため、保護されたコンピュータとの通信においてプライバシーを保証されない者である。保護されたコンピュータの全部又は一部に対してアクセスするために、所有者又は管理者と契約関係を有する者は含まれない。^(注31) この規定は、2005年12月31日に失効する。

第218条 外国諜報情報

FISA に基づいて外国諜報情報を入手するには、これまではそれが捜査の「目的」であることが必要とされていた。この要件を緩和し、「重要な目的の一つ」であればよいとする。すなわち、別に主たる目的がある場合にも FISA に基づき外国諜報情報を入手できる。^(注32) この規定は、2005年12月31日に失効する。

第219条 テロリズムのための単一管轄の捜査令状

テロ捜査に関する令状は、テロに関係する活動が行われた可能性のあるどの地域においても入手でき、その令状は全国一円で執行することができる。^(注33)

第220条 電子監視のための捜査令状の全国的発付

捜査対象となる犯罪を管轄する裁判所は、プロバイダの住所地の裁判所の介入を求めることなく、政府がプロバイダ等から電子的通信を入手するための捜査令状を発する権限を有する。^(注34) この規定は、2005年12月31日に失効する。

第221条 貿易制裁

大統領はタリバンに対する農産物、薬品又は医療機器の輸出を、単独で制限する権限を有する。^(注35)

第222条 捜査機関への支援

この法律は、電子通信サービスプロバイダに追加の技術的要求を課すものではない。第216条に従い装置や技術支援を提供したプロバイダは、その経費を相当の額で補償される。

第223条 権限に基づかない特定の開示に対する民事責任

入手した情報を権限なく開示することを含む、合衆国法典第18編に定められた電子監視手続の違反又は FISA の特定の条項の違反について、合衆国政府は民事責任を問われる。裁判所が、開示が違法であることを認めた場合には、政府に対し、最低1万ドルの罰金と訴訟費用が科される。こうした事件については、陪審審理は認められない。^(注36) また、行政機関は、違法な情報の開示を行った職員に対する行政懲戒処分を検討しなければならない。^(注37) この規定は、2005年12月31日に失効する。

第224条 時限規定

この章の第203条 a 項、第203条 c 項、第205条、第208条、第210条、第211条、第213条、第219条、第221条及び第222条以外の規定は、2005年12月31日に失効する。ただし、失効の日以前に、外国諜報活動の捜査が開始されていたとき、又は、犯罪が行われていたときには、その限りでこの章の規定は効力を失わない。

第225条 外国諜報監視法の通信傍受規定に従う者の免責

FISA に従い、情報、設備又は技術支援を提供したプロバイダが責任を問われることは^(注38)ない。

(第2章 注)

- (1) 50 U.S.C. §§ 1801(e)(1)-(2)参照。(本誌次号掲載の日本語訳を参照)
- (2) 「米国愛国者法の概要」注(13)参照。FISA に基づく捜査令状の発付のためには、非公開の特別法廷(FISA 法廷)が開かれる。この法廷は非対審形式で行われ、その記録は非公開とされる。また、司法省は、1年までの期間であれば、令状なしに外国諜報情報を収集する権限を有する。詳細は、“Foreign Intelligence Surveillance Act: Frequently Asked Questions” (http://www.eff.org/Censorship/Terrorism_militias/fisa_faq.html) 参照。
- (3) 18 U.S.C. § 2516(1)(q)を追加する改正。(本誌次号掲載の日本語訳を参照)
- (4) 18 U.S.C. § 2516(1)(c)の改正。(本誌次号掲載の日本語訳を参照)
- (5) 刑事事件において、起訴を相当とするに足るだけの証拠があるかどうかを審査する陪審。連邦及び多くの州では、大陪審は(法律の定める範囲の)犯罪につき捜査権限を与えられている。
- (6) 大陪審については、連邦刑事訴訟規則6条(e)(3)(C)の改正、通信傍受については、18 U.S.C. § 2517(6)を追加する改正。(本誌次号掲載の日本語訳

- を参照)
- (7) 18 U.S.C. § 2511(2)(f)の改正。(本誌次号掲載の日本語訳を参照)
- (8) 50 U.S.C. § 1805(c)(2)(B)の改正。(本誌次号掲載の日本語訳を参照)
- (9) 「合衆国の人 (United States person)」とは、合衆国の市民、合法的に永住権を認められた外国人、合衆国において設立された法人等をいう。詳細は、50 U.S.C. § 1801(i)参照。(本誌次号掲載の日本語訳を参照)
- (10) 50 U.S.C. § 1805(d)(1)の改正。50 U.S.C. § 1824(d)(1)の改正。(本誌次号掲載の日本語訳を参照)
- (11) 50 U.S.C. § 1805(e)(2)の改正。(本誌次号掲載の日本語訳を参照)
- (12) 50 U.S.C. § 1824(d)(1)の改正。(本誌次号掲載の日本語訳を参照)
- (13) 50 U.S.C. § 1803(a)の改正。(本誌次号掲載の日本語訳を参照)
- (14) 18 U.S.C. §§ 2510(1), 2510(14)の改正、18 U.S.C. §§ 2703(a), 2703(b)の改正。(本誌次号掲載の日本語訳を参照)
- (15) 従わないときには罰を課する旨の警告のもとに一定の日時・場所に出頭すべきことを命じる裁判所の令状。今日では、証人の出頭を命ずるなど証拠を獲得する目的で用いられる。
- (16) 18 U.S.C. § 2703(c)(2)の改正。(本誌次号掲載の日本語訳を参照)
- (17) 47 U.S.C. § 551(c)(2)(D)を追加する改正。
- (18) 18 U.S.C. § 2702(c)を追加する改正。(本誌次号掲載の日本語訳を参照)
- (19) 18 U.S.C. § 2703(c). (本誌次号掲載の日本語訳を参照)
- (20) 18 U.S.C. § 3103a(b)を追加する改正。この条に定める「合理的な期間」については、第1章注(1)① pp. 5-6において、場合によって異なることが判例の引用により示されているが、最長で90日程度が想定されているようである。
- (21) 捜査機関が監視する機器から通信が発された場合に、その受信者の番号が分かる通信傍受技術。詳細は、18 U.S.C § 3127(3)参照。
- (22) 捜査機関が監視する機器に対して通信が送られた場合に、その発信者の番号が分かる通信傍受技術。詳細は、18 U.S.C § 3127(4)参照。
- (23) 50 U.S.C. § 1842(a)(1)の改正、50 U.S.C. §§ 1843(a), 1843(b)(1)の改正。(本誌次号掲載の日本語訳を参照)
- (24) 50 U.S.C. §§ 1861, 1862を再制定。50 U.S.C. § 1863を廃止。(本誌次号掲載の日本語訳を参照)
- (25) 18 U.S.C. § 3123(a)(1)の改正、18 U.S.C. § 3127(2)(A)の改正。(本誌次号掲載の日本語訳を参照)
- (26) 18 U.S.C. § 3121(c)の改正、18 U.S.C. § 3127(3)-(4)の改正。(本誌次号掲載の日本語訳を参照)
- (27) 第216条については、ペンレジスターを電子的通信やインターネットに拡大することは、電話番号にあたるIPアドレス以上の個人情報捜査機関に把握されることを意味するとの批判がある。S.A. Osher, "PRIVACY, COMPUTERS AND THE PATRIOT ACT: THE FORTH AMENDMENT ISN'T DEAD, BUT NO ONE WILL INSURE IT", *FLORIDA LAW REVIEW*, Vol. 54, Part. 3, (2002) p. 530.
- (28) インターネット監視技術の一種で、訪問したウェブページのアドレスや電子メールのやりとりといった通信記録を、全て傍受しリムーバブルディスクに格納できる能力をもつソフトのことをいう。
- (29) 18 U.S.C. §§ 3123(a)(3)(A), 3123(a)(3)(B)の改正。(本誌次号掲載の日本語訳を参照)
- (30) 18 U.S.C. § 2511(2)(i)を追加する改正。(本誌次号掲載の日本語訳を参照)
- (31) 18 U.S.C. § 2510(20)-(21)を追加する改正。(本誌次号掲載の日本語訳を参照)
- (32) 50 U.S.C. §§ 1804(a)(7)(B), 1823(a)(7)(B)の改正。(本誌次号掲載の日本語訳を参照)
- (33) 連邦刑事訴訟規則41条(a)。
- (34) 18 U.S.C. § 2703の改正、18 U.S.C. § 2711(3)を

追加する改正。(本誌次号掲載の日本語訳を参照)

(35) Act of Oct. 28, 2000, Pub. L. No. 106-387, 114 Stat. 1549A-67 の改正。

(36) 18 U.S.C. § 2712 の新設。(本誌次号掲載の日本語訳を参照)

(37) 18 U.S.C. §§ 2520 (f), 2520 (g) を追加する改正、18 U.S.C. §§ 2707 (d), 2707 (g) を追加する改正。(本誌次号掲載の日本語訳を参照)

(38) 50 U.S.C. § 1805 (h) を追加する改正。この項はその後の改正で、50 U.S.C. § 1805 (i) となった。(本誌次号掲載の日本語訳を参照)

(参考文献)

従来の通信傍受法制については、次の文献を参照した。

- ・最高裁判所事務総局刑事局監修 『「犯罪捜査のための通信傍受に関する規則」の解説及び関係執務資料』(2001)
- ・井上正仁 『捜査手段としての通信・会話の傍受』有斐閣(1997)
- ・清水隆雄 「諸外国における通信の秘密の保護および盗聴に関する規定」『レファレンス』39(2)(1989) pp. 38-66。アメリカについては、pp. 59-64。
- ・右崎正博・柏木友紀 「第IV部 盗聴立法をめぐる国際的動向 第1章アメリカ」『盗聴法の総合的研究—「通信傍受法」と市民的自由—』(2001) pp. 293-315. (中川)

第3章 国際マネーロンダリングの阻止及びテロリストへの資金供与防止のための2001年法

米国でマネーロンダリングを規制する主な法律は、1970年銀行秘密法と1986年マネーロンダリング規制法である。1970年銀行秘密法(31 U.S.C. §§ 5311-5330)は、金融機関に通貨取引の報告及び疑わしい取引の報告をする義務を課すことを主な内容とする。報告義務について

は、銀行秘密法のほかに、合衆国法典第26編第6050I条にも規定がある。また、1986年マネーロンダリング法(18 U.S.C. §§ 1956, 1957)は、犯罪による不法収益の費消や移転を連邦法上の重罪とするものである。

愛国者法の第3章は、これまでのマネーロンダリングの規制を、特に外国銀行と取引のある米国銀行について強化するものである。それにより、テロに利用されうる資金を取り締まることを目的としている。

ただし、この章については、規制緩和に逆行するといった指摘や、こうした規制の強化によっても正規の金融制度の外で資金を得たり、移転したりするテロリストを取り締まることはできないといった批判がある。そのため、第303条に、議会が4年後にこの章を引き続き適用するかどうかを審議するための規定が設けられた。

第301条 略称

—(略)—

第302条 事実認定及び目的

—(略)—

第303条 議会における4年後の再検討；迅速な審議

議会が第3章の規定が効力をもたないとする内容の合同決議を行った場合には、この章の規定は、2005年10月1日に失効する。この合同決議は、迅速な審議(expedited consideration)を受けなければならない。

A節 国際マネーロンダリングの阻止及び関連規定

第311条 マネーロンダリングの大きな懸念を与える管轄区、金融機関又は国際取

引のための特別措置

財務長官は、国務長官及び司法長官との協議の結果、米国銀行と取引のある外国銀行等が米国に「マネーロンダリングの大きな懸念」を与えると認めた場合には、その米国銀行に対し、次の5つの「特別措置」のうちの一つ又は複数を要求する権限を有する。(1)特定の取引の記録保持及び報告、(2)米国銀行の特定の口座の、外国人受益者の特定、(3)米国銀行で外国銀行により開設された銀行経由支払口座を利用する外国銀行の顧客の特定、(4)米国銀行で外国銀行により開設された^(注1)コルレス口座を利用する外国銀行の顧客の特定、(5)国務長官、司法長官及び連邦準備制度理事会の長と協議のうえで、特定の銀行経由支払口座又はコルレス口座の開設又は維持を制限し、又は禁止すること。(1)から(4)は、規則によるのでなければ、120日を超えて課されることはない。(5)は、規則によつてのみ^(注2)課される。

第312条 コルレス口座及びプライベート・バンキング口座に対する特別の精査

合衆国の人ではないの者のためにコルレス口座やプライベート・バンキング^(注3)口座を維持する米国金融機関に対し、マネーロンダリングを防ぎ、報告する、精査方針（due diligence policies）を定めることを求める。また、次の銀行とコルレス銀行関係にある米国金融機関がマネーロンダリングを防止するための最低限の精査基準を創出する。その銀行とは、オフショア^(注4)の銀行免許に基づき営業するもの、又は、米国代表が賛成する国際機関による国際マネーロンダリング防止原則に協力的ではないとして指名された国により発行された銀行免許若しくは第311条により権限を与えられた特別措置の対象となっている国により発行された銀行免許に基づいて営業するものである。さらに、米国金融機関がプライベート・バンキング口座を維持す

る場合に、マネーロンダリングを防止するための最低限の精査基準を^(注5)創出した。この規定は、制定の日から270日後に効力を生ずる。

第313条 外国のペーパー銀行（shell banks）^(注6)のためのコルレス口座の禁止

米国で営業する預金機関及び有価証券のブローカー及びディーラーは、一定の例外に従いつつ、外国のペーパー銀行のためのコルレス口座を設立し、維持し、管理することを^(注7)禁止される。この規定は、制定の日から60日後に効力を生ずる。

第314条 マネーロンダリングを阻止するための協力

財務長官は、法律の制定の日から120日以内に、金融機関、金融規制機関及び法執行機関の間の協力を促進し、テロリスト活動又はマネーロンダリングに従事している者又はそれに従事していることが信頼できる根拠に基づいて合理的に疑われる者について、その機関間の情報共有を許すための規則を制定しなければならない。また、財務長官に通知をしたうえで、金融機関間でテロリスト又はマネーロンダリング活動に従事する個人等の情報を共有できる。財務長官は、少なくとも半年に1度は、疑わしい取引のパターンについての詳細な分析や疑わしい取引の報告から得られた捜査についての認識を含む報告書を公刊しなければならない。

第315条 外国人贈賄罪のマネーロンダリング罪への包含

外国人への贈賄、関税規制違反、特定の武器輸出規制違反、特定のコンピュータ詐欺罪、及び1938年外国エージェント登録法（the Foreign Agents Registration Act of 1938）に違反した重罪を、マネーロンダリング処罰規定に定める「特定の不法活動（specified unlawful

activity)^(注8)」を構成するものとして、犯罪のリストに加える。^(注9)

第316条 テロリズム防止のための没収からの保護

政府のテロ防止活動により没収の対象となる財産の所有者の権利を保護するための不服申立てを確認する。

第317条 マネーロンダリングを行う外国人に対する拡大裁判管轄権

連邦裁判所は、米国でマネーロンダリングを行う外国人、米国で銀行口座を開く外国銀行及び米国の裁判所により没収を命じられた資産を利用し、売却し、又は移転する外国人について裁判管轄権を認められる。^(注10) また、この連邦裁判所は、終局判決のために米国の財産を保護する目的で、正式事実審理前の一方的緊急差止命令を出すことその他必要な活動を行うことができる。^(注11)

第318条 外国銀行を通じたマネーロンダリング

金融機関の定義を拡大し、外国銀行を含める。^(注12) すなわち、外国銀行をマネーロンダリングのために利用することも犯罪とする。

第319条 米国の銀行間口座資産の没収

外国銀行が米国銀行の銀行間口座に預託する資金は、没収ルールのために米国に預託したものとみなす。ただし、司法長官は、正義にかなひ、米国の国益に合致すると認める場合には、没収手続を延期し、又は終結する権限を有する。^(注13) 米国の金融機関は、連邦銀行規制機関がマネーロンダリング防止に関係する情報を請求する場合には、請求を受けてから120時間以内に応答しなければならない。財務長官又は司法長官は、コルレス口座に関する記録を求めて、

外国銀行に対し、召喚状又は罰則付召喚令状を発することができる。そうした召喚状又は罰則付召喚令状に従わないか異議を唱える外国銀行については、米国銀行にその銀行とのコルレス契約を破棄することを要求する。^(注14) 連邦裁判所は、有罪判決を受けた者に対し、外国にある資産の返還を命じる権限を有する。

第320条 外国犯罪の収益

政府は、規制薬物の製造・売却などを含む、米国で発見された外国に対する犯罪の収益に対して、没収手続を実施することができる。^(注15)

第321条 合衆国法典第31編第53章第2節に特定された金融機関

銀行秘密法の対象とされる金融機関の定義に、信用組合 (credit unions)、先物取次業者 (futures commission merchants)、商品取引顧問 (commodity trading advisors)、商品先物基金運営者 (commodity pool operators) を加える。^(注16) また、「連邦金融機能別規制機関 (Federal functional regulator)^(注17)」には、商品先物取引委員会 (the Commodity Futures Trading Commission) が含まれる。

第322条 逃亡者に代表される企業

企業はその過半数株主が逃亡者である場合には、没収命令に対抗することはできない。逃亡者は、企業を代表して、没収に対抗することもできない。^(注18)

第323条 外国の判決の執行

政府は、外国の裁判所で出された没収判決又は押収判決に服する財産を保全するために、連邦裁判所に一方的緊急差止命令を請求することができる。^(注19)

第324条 報告及び勧告

財務長官は、法律の制定の日から30月以内に、司法長官、連邦銀行規制機関、SEC その他の適切な機関と協議のうえで、この法律の第3章A節の規定の実施状況を評価し、議会に対し、必要な立法活動の勧告を行う。

第325条 金融機関の集中口座

財務長官は、金融機関の顧客が集中口座（concentration accounts）^(注20)を利用して、口座へ又は口座から資金を匿名で移動することを防ぐために、金融機関による集中口座の管理に関する規則^(注21)を発行する権限を有する。

第326条 身元の確認

財務長官は、連邦金融機能別規制機関と共に、金融機関に口座を開設する顧客の身元の特定に関する、金融機関及び顧客のための最低限の基準を規則により定める。この基準には、顧客の身元の確認のための手続、身元確認の記録の維持のための手続及び政府機関から金融機関に提供されるテロリスト又はテロリストの疑いのある者のリストに口座開設者が掲載されていないかのチェックのための手続等^(注22)が含まれる。

また、財務長官は、連邦金融機能別規制機関と協議の上で、法律の制定の日から6月以内に、米国の金融機関に口座を開設する外国人の身元を確認するための最も効果的な方法や、米国民の納税者特定番号と同様の機能を果たす個人特定番号の外国人への割り当てを勧告する報告書を議会に提出しなければならない。

第327条 マネーロンダリング防止記録の考慮

連邦準備制度理事会（the Federal Reserve Board）及び連邦預金保険公社（the Federal Deposit Insurance Corporation）は、銀行合併その他について規制するにあたり、銀行又は銀行持株会社が、これまで米国及び海外支店で効率的にマネーロンダリング防止に努めてきた

かを考慮^(注23)する。この規定は、2001年12月31日以降に提出された申請にのみ適用される。

第328条 電信振替の振込人確認のための国際協力

財務長官は、司法長官及び国務長官と協議のうえで、外国政府に対し、米国への電信振替に振込人の氏名の情報を含めることを奨励するための合理的なすべての手段をとり、その進捗状況について、下院の金融サービス委員会（House Committee on Financial Services）及び上院の銀行、住宅及び都市問題委員会（the Senate Committee on Banking, House and Urban Affairs）に毎年報告書を提出しなければならない。

第329条 刑事罰

第3章の執行に際し、賄賂を受ける等の信頼破壊行為を行う連邦職員については、受け取った金額の3倍の罰金若しくは15年以上の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

第330条 マネーロンダリング、金融犯罪及びテロリスト集団への資金供与の捜査における国際協力

議会は、大統領に対し、次のことを勧告する。すなわち、大統領が、国務長官、司法長官又は財務長官に対して、連邦準備制度理事会との協議の上で、外国金融機関が、外国テロ組織若しくはその構成員又はマネーロンダリング若しくは金融犯罪に従事する者に関する正確な記録を維持し、必要なときに米国の法執行機関及び金融監督機関の職員が入手できるようにするために、外国金融監督機関及び外国の職員との交渉を試みるよう指示することである。

B節 銀行秘密法の改正及び関連する改善

第351条 疑わしい取引の報告に関する改正

金融機関は、法律の定めに従い疑わしい取引を報告することで、民事責任を問われることはない。また、金融機関は、法律の定めに従い、他の銀行による雇用照会に応じて情報を提供することで、民事責任を問われることはない。^(注24)

第352条 マネーロンダリング防止プログラム

金融機関は、マネーロンダリング防止プログラムを作成しなければならない。そのプログラムの最低限の基準は、財務長官が設定する。この規定は制定の日から180日目に効力を生ずる。^(注25)

第353条 地理的範囲に対する命令及び特定の記録保持要求の違反に対する罰則並びに地理的範囲に対する命令の有効期間の延長

銀行秘密法 (Bank Secrecy Act) 及びその施行規則の違反に対する罰則が、合衆国法典第31編第3526条に基づいて発せられる地理的範囲に対する命令 (Geographic Targeting Order)^(注26) の違反及び資金振替に関連する特定の記録保持要求の違反にも適用されることを明確化する。^(注27) また、地理的範囲に対する命令の有効期間を、これまでの60日から180日に延長する。^(注28)

第354条 マネーロンダリング防止戦略

1998年マネーロンダリング及び金融犯罪戦略法 (Money laundering and Financial Crimes Strategy Act of 1998) に従って財務長官が毎年準備する、全米マネーロンダリング戦略に列挙されるリストに「テロリストへの資金供与に関連するマネーロンダリング」を加える。^(注29)

第355条 文書による雇用照会に違法行為の疑いを含める権限

銀行は、他の銀行による雇用照会の要求に答えて、以前その銀行の系列金融機関に雇用され

ていた者が違法な行為に従事していた可能性を提供情報に含めることができる。^(注30)

第356条 証券ブローカー及びディーラーによる疑わしい取引の報告；投資会社の調査

財務長官は、証券取引委員会及び連邦準備制度理事会と協議の上で、ブローカー及びディーラーに対し、疑わしい取引についての報告を要求するために、2001年12月31日又はそれ以前に規則案を公表し、2002年7月1日又はそれ以前に最終規則を公表する。財務長官は、証券取引委員会及び連邦準備制度理事会と共同して、この法律の制定後1年以内に、投資会社に関する調査報告書を作成し、議会に提出する。

第357条 銀行秘密規定の執行についての特別報告書

財務長官は、法律の制定から6月後に、銀行秘密法を執行する内国歳入庁 (IRS) の役割のうち、銀行秘密法上の情報処理責任 (すべての金融機関により提出される報告書のための責任) 又は銀行秘密法上の会計監査責任 (特定の非銀行金融機関のための責任) の別組織への移転の是非についての報告書を議会に提出しなければならない。

第358条 国際テロリズムに対抗するための銀行秘密規定及び米国諜報機関の活動

銀行秘密法 (Bank Secrecy Act)、金融プライバシー権法 (the Right to Financial Privacy Act)、公正信用報告法 (Fair Credit Reporting Act) をはじめとする諸法律に、国際テロに対抗するための諜報活動又は防諜活動の遂行において、金融機関が提供する情報を利用できるとする改正を加える。^(注31)

第359条 地下銀行組織による疑わしい取引の

報告

特定の地下銀行組織を銀行秘密法上の金融機関の定義に含め、許可を受けた送金に適用される送金記録保持のルールが、そうした地下銀行組織にも適用されることを確認する。^(注32) 財務長官は、法律の制定から1年以内に、地下銀行組織について追加の立法又は規則の必要性についての報告書を提出する。

第360条 米国総務の権限の利用

財務長官は、IMF や世界銀行といった国際金融機関のそれぞれの米国総務（United States Executive Director）に対し、大統領が米国の国際テロとの戦いに資すると考える国に利益を供与するために、借款その他の財源の利用を支持し、及び、資金がテロに従事し、又は支援する者に支払われないことを保障するために国際金融機関の監査を求めるよう指示する権限を有する。

第361条 金融犯罪捜査ネットワーク

金融犯罪捜査ネットワーク（the Financial Crimes Enforcement Network ; Fin CEN）^(注33) を財務省の組織とし、その長の職務を定めた。財務省は、FinCEN が保有する政府全体のデータ・アクセス・サービス及び金融犯罪通信センターのデータ収集指針やデータ利用指針^(注34) を作成しなければならない。

第362条 高度に安全なネットワークの確立

財務長官は、この法律の制定から9月以内に、安全なネットワークを稼働させなければならない。このネットワークを通じて、金融機関は財務省に疑わしい取引を報告し、また、財務省は金融機関に対し特別の調査を正当化する疑わしい取引についての情報を提供できる。

第363条 マネーロンダリングに対する民事罰

及び刑事罰の加重

この法律の第311条及び第312条により加えられた銀行秘密法の規定の違反については、民事罰及び刑事罰の上限を、通常の10万ドルから100万ドルに加重する。^(注35)

第364条 連邦準備制度の施設に対する統一的な保護権限

連邦準備制度の特定の職員は、連邦準備制度の職員及び施設を保護するために法執行官として行動し、銃器を携行する権限を与えられる。^(注36)

第365条 非金融取引又は業務において受領された硬貨及び紙幣についての報告

一つの取引又は複数の関連する取引において、硬貨及び紙幣で1万ドル以上を受領した者は、その取引についてFinCENに報告しなければならない。^(注37) 報告のための規則は、この法律の制定から6月内に公布される。

第366条 通貨取引報告システムの効果的な利用

財務長官は、通貨取引報告要求から一定の取引報告を除外する制度の拡大の可能性、及びこの制度を不必要な通貨取引報告を減らすために金融機関が利用することを促進する方法についての調査結果を含む報告書を、法律の制定の日から1年以内に議会に提出しなければならない。^(注38)

C節 通貨犯罪及び保護

第371条 大量の現金の米国内への持込み及び米国外への持出し

銀行秘密法を改正し、米国内又は米国外へ、輸送機関により、又は、手荷物や商品の形で1万ドル以上を密輸することを犯罪とする規定及び関係する没収規定^(注39) を設けた。

第372条 通貨報告における没収

既存の民事没収手続及び刑事没収手続と平仄を合わせ、通貨報告違反との関連で資金の没収が許されるようにする。^(注40)

第373条 違法な送金業務

州法の下で許可を得ていない又は連邦法の下で登録されていない送金業務を、そのことを知りながら行う者については、この編による罰金若しくは5年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。^(注41) 違法に送金された資金は差押えの対象となる。^(注42)

第374条 国内の通貨又は債券の偽造

さまざまな偽造犯罪の処罰の上限について合衆国法典第18編第470条—第473条の規定に修正を加え、最高20年の拘禁刑とする。また、偽造の定義に、合衆国政府の債券又は証券についてのアナログ映像、デジタル映像又は電子映像の作成、取得等を加えた。^(注43)

第375条 外国の通貨又は債券の偽造

外国の債券又は証券の偽造の処罰の上限について合衆国法典第18編第478条—第480条の規定に修正を加え、最高20年の拘禁刑とする。また、偽造の定義に、外国政府の債券又は証券についてのアナログ映像、デジタル映像又は電子映像の作成、取得等を加えた。^(注44)

第376条 テロリズムの収益のロンダリング

テロ収益のロンダリング違反の範囲を拡大し、テロ組織に対して物質的支援又は資金を提供することも含むようにする。^(注45)

第377条 域外的管轄権

米国の領域外で行われた金融犯罪についても、犯罪のための手段や収益が、米国を經由し、又は米国に存する限りにおいて、米国内の

金融犯罪に適用される罰則が適用される。^(注46)

(第3章 注)

- (1) 銀行間の為替取引契約（コルレス契約）のために開設される口座。外国為替取引を行うために、銀行としては、世界の全地域に支店をもって、各支店と本店との取引を行うことが一番望ましいが、それは支店維持のためのコスト負担や現地法規制などのために実現することは難しい。そこで、銀行は、世界各地の有力銀行とコルレス契約を結び、外国為替取引について業務提携することになる。
- (2) 31 U.S.C. § 5318A の新設。
- (3) 個人資産家の相談にのり、顧客のニーズにあった各種金融商品や預金の組立を行うサービスを提供する口座をいう。31 U.S.C. § 5318(i) (4) (B) の定義規定を参照。
- (4) オフショア市場とは、非居住者間の金融取引が自由にできるように、金融、税制、為替管理などの規制を大幅に緩和し、国内市場とは切り離れた形で運営される市場をいう。ロンドン、ニューヨーク、シンガポール、香港、バーレンなどのオフショア市場が代表的なものである。「オフショアの銀行免許」とは、免許を発行した国の市民のために銀行業務を行うことの禁止を条件として付与される銀行業務のための免許をいう。詳細は、31 U.S.C. § 5318(i) (4) (A) の定義規定参照。
- (5) 31 U.S.C. § 5318(i) を追加する改正。
- (6) 実体を持たず、金融監督機関の規制を受ける通常の金融システムに含まれない銀行をいう。
- (7) 31 U.S.C. § 5318(j) を追加する改正。
- (8) 1986年マネーロンダリング規制法により創設された 18 U.S.C. § 1956(c) (7) において、マネーロンダリングの前提となる犯罪を「特定の不法活動」として列挙している。
- (9) 18 U.S.C. § 1956(c) (7) (B) (iv)-(vi) を追加する改正、18 U.S.C. § 1956(c) (7) (D) の改正。
- (10) 18 U.S.C. § 1956(b) (2) を追加する改正。
- (11) 18 U.S.C. § 1956(b) (3) を追加する改正。

- (12) 18 U.S.C. § 1956(c) (6) の改正。
- (13) 18 U.S.C. § 981(k) を追加する改正。
- (14) 31 U.S.C. § 5318(k) を追加する改正。
- (15) 18 U.S.C. § 981(a) (1) (B) の改正。
- (16) 31 U.S.C. § 5312(a) (2) (E) の改正、31 U.S.C. § 5312(c) を追加する改正。
- (17) 15 U.S.C. § 6809(2) 参照。
- (18) 18 U.S.C. § 2466(b) を追加する改正。
- (19) 28 U.S.C. § 2467(d) (3) を追加する改正。
- (20) 集中口座とは、別の口座に分配するまでの間、さまざまな源からの資金を混合して、金融機関が維持する口座をいう。資金を混合することから、取引の実態や口座開設者が分かりにくくなる傾向がある。
- (21) 31 U.S.C. § 5318(h) (3) を追加する改正。
- (22) 31 U.S.C. § 5318(l) を追加する改正。
- (23) 12 U.S.C. § 1842(c) (6) を追加する改正、12 U.S.C. § 1828(c) (11) を追加する改正。
- (24) 31 U.S.C. § 5318(g) (2)-(3) の改正。
- (25) 31 U.S.C. § 5318(h) の改正。
- (26) 銀行秘密法に基づき、財務長官が発行する、特定の地理的範囲にある金融機関のグループに対して、特別の記録保持及び報告を要求する命令。
- (27) 31 U.S.C. § 5321(a) (1) の改正、31 U.S.C. §§ 5322(a), 5322(b), 5324(a) の改正。
- (28) 31 U.S.C. § 5326(d) の改正。
- (29) 31 U.S.C. § 5341(b) (12) を追加する改正。
- (30) 12 U.S.C. § 1828(w) を追加する改正。
- (31) 31 U.S.C. § 5319 他の改正。
- (32) 31 U.S.C. §§ 5312(a) (2) (R), 5330(d) (1) (A) の改正、31 U.S.C. § 5318(l) を追加する改正。
- (33) FinCEN と略され、通常「フィンセン」と呼ばれる。1990年に財務長官の命令により設立された。金融機関等から報告された現金取り引きや疑わしい取引の報告を受けて、これを分析する機関。
- (34) 31 U.S.C. § 310 を新設。
- (35) 31 U.S.C. § 5321(a) (7) を追加する改正、31 U.S.C. § 5322(d) を追加する改正。
- (36) 12 U.S.C. § 248(q) を追加する改正。
- (37) 31 U.S.C. § 5331 の新設。
- (38) 金融機関が年に1度提出する通貨取引報告は、法律で提出を免除されている金融機関までが提出しているのが現状で、本当に重要な情報が見つげにくくなっているとされる。この問題に対処するための規定である。
- (39) 31 U.S.C. § 5332 の新設。
- (40) 31 U.S.C. § 5317(c) 他の改正。
- (41) 18 U.S.C. § 1960 の改正。
- (42) 18 U.S.C. § 981(a) (1) (A) の改正。
- (43) 18 U.S.C. § 474 他の改正。
- (44) 18 U.S.C. § 481 他の改正。
- (45) 18 U.S.C. § 1956(c) (7) (D) の改正。
- (46) 18 U.S.C. § 1029(h) を追加する改正。

(参考文献)

従来のマネーロンダリング法制については、次の文献を参照した。

- ・ 桐原弘毅 「米国のマネーロンダリング取締り」 『警察政策研究』 創刊号 (1997) pp. 57-70
 - ・ 高月昭年 「マネーロンダリングと米国の対応」 『国際金融』 1044号 (2000) pp. 92-96
 - ・ 上田正文 「諸外国におけるマネーロンダリングの概要 (上)」 『警察学論集』 43巻 4号 (1990) pp. 1-16、アメリカについては pp. 5-13
- また、米国愛国者法第3章の概要については、次の文献を参照した。
- ・ 吉川満 「米国の国際マネーロンダリング防止法」 『財經詳報』 2290号 (2002) pp. 23-26
- 用語については、主に次の2冊を参照した。
- ・ 井上邦夫 『英和国際金融経済辞典』 研究社 (1993)
 - ・ 徳田博美ほか 『新訂 国際金融用語辞典』 銀行研修社 (1995)

(中川)

第4章 国境の保全

A節は、国境警備にあたる職員のために、予算を確保するための規定やデータの共有を促進するための規定からなる。B節は、多くが移民及び国籍法（Immigration and Nationality Act）を改正するものである。また、C節は、2001年9月11日のテロで被害を受けた移民、移民の申請をしていた者、非移民等のうち一定範囲の者について、移民及び国籍法の特例を定めるものであり、同法に改正を加えるものではない。

愛国者法の制定以後、国境の保全については、「2002年国境保全改善及びビザ入国改革法」により、包括的で詳細な定めがなされた。

A節 北部国境の保全

第401条 北部国境への適切な人員の保証

司法長官は、北部国境の移民帰化局（INS）に割り当てられたフルタイムの職員数の上限を、削除する権限を有する。

第402条 北部国境職員

北部国境に沿った州毎に、国境警備隊、INS捜査官及び関税局職員を、それぞれ3倍にする支出権限を与える。また、INS及び関税局のそれぞれに追加で5000万ドルを分配し、北部国境を監視するための技術革新及び設備の充実にあてる。

第403条 米国へのビザ申請者及び入国申請者の犯罪歴のうちの特定の情報に対する国務省及び司法省移民帰化局のアクセス

司法長官及び連邦捜査局長官は、国務省及びINSに対し、米国へのビザ申請者や入国申請者についての犯罪歴記録を確認するために、全

米犯罪情報センター州際身元確認インデックス（National Crime Information Center's Interstate Identification Index）や、指名手配人物ファイル（Wanted Persons File）へのアクセスを提供する。^(注1)

第404条 超過勤務手当を支払うための限定的な権限

INSが被用者に払うことができる超過勤務手当の上限を定める規定を削除する。^(注2)

第405条 入国地点及び在外領事館における統合自動指紋確認システムについての報告

司法長官は、他の連邦行政機関と協議して、パスポート又はビザを保有する、米国内又は国外での犯罪捜査との関連で指名手配されている者を確認するために、FBIの統合自動指紋確認システム（Integrated Automated Fingerprint Identification System）又は他の確認システムの改良が可能かどうかについて、議会に報告する。

B節 移民規定の改善

第411条 テロリズムに関する定義

「テロリストの活動に従事する」ことの定義を改正し、指定されたテロ組織のために、資金又はメンバーを懇請し、又は物的支援を提供する外国人は、入国を拒否され、又は強制退去させられることを明確化した。ただし、テロ組織に指定されていない組織のために資金又はメンバーを懇請し、又は物的支援を提供する外国人は、その活動がテロリストの活動を増進することを知らなかったこと及び状況から知らなかったことが分かることを証明する機会を与えられる。^(注3)^(注4)^(注5)

また、この条は、外国人の入国を拒否したり

強制退去させる目的で、「テロリストの組織」の定義を新設した。^(注6)テロリストの組織とは、次のいずれかである。(1)現行法の定めの下で国務長官に指定されるもの、(2)退去させる目的で国務長官に指定されるもの、(3)二人以上の個人で、テロ活動を行う者又はテロ活動を行うことを計画又は準備する者。

第412条 テロリストの疑いのある者の強制的な拘束；人身保護令状；司法審査

司法長官は、「信頼できる合理的な根拠」に基づき、外国人を、移民及び国籍法（Immigration and Nationality Act）上のテロリストであるか、又は米国の安全を危機にさらす活動に従事する者であると認定し、その者を拘束する権限を有する。

司法長官は、拘束した者に対し、7日以内に強制退去手続を開始するか、又は訴訟を提起しなければならない。そうしない場合には、拘束した外国人を解放しなければならない。ただし、外国人の解放が、国家の安全や、コミュニティ・個人の安全に好ましくない影響を与えることが予測される場合には、6月を限度として拘束期間を延長することができる。

この条に基づく措置についての司法審査は、コロンビア特別区連邦控訴裁判所において、人身保護令状手続により得られる。司法長官は、外国人の認定を6月ごとに再検討しなければならない。^(注7)

第413条 テロリストに対抗する多国間協力

国務省は、テロリズムの阻止や米国に入国を許可すべきではない者へのビザ発給の阻止のために、国務省のデータベースにある、米国入国のためのビザの発給又は拒否についての情報を、外国政府に対して提供することができる。^(注8)

第414条 ビザの完全性及び安全性

司法長官は、国務長官と協議して、迅速かつ実行可能な形で出入国システムを完全に実施すべきとするのが議会の意向である。その際、生物的特徴測定技術（バイオメトリクス）の利用及び不正防止機能付の文書の開発に重点が置かれる。

第415条 国土安全保障局の出入国対策本部への参加

新設の国土安全保障局は、2000年移民帰化局データ管理向上法（the Immigration and Naturalization Service Data Management Improvement Act of 2000）により設立された^(注9)出入国対策本部に参加することとする。

第416条 外国人学生監視プログラム

1996年違法移民改革及び移民責任法（the Illegal Immigration Reform and Immigrant Responsibility Act of 1996）が創設する外国人学生ビザ監視プログラムを、2003年1月1日までに完全に実行するために、3680万ドルを支出する。現在、このプログラムに参加を要請されている教育機関は、外国人学生を受け入れている高等教育機関であるが、これを、航空学校、語学訓練学校及び職業訓練学校に拡大^(注10)する。

第417条 機械可読パスポート

国務省は、ビザ免除プログラムに参加している国に対し、機械可読パスポートを開発するための期限を、2003年10月1日と設定する。ただし、参加国が期限を守れない場合でも、国務長官がその開発に向けた取り組みを評価するとき^(注11)は、この限りではない。

第418条 領事館の選択の防止

国務省は、特定の外国人がビザを得るにあたり、領事館を選択する行為（consular shop-

ping) が問題であるかどうかを決定するために、領事館のビザ発給事務を再検討しなければならない。

C節 テロリズムの被害者のための移民特権の維持

第421条 特別の移民の身分

家族引受け移民 (family-sponsored immigrant)^(注12) 又は就労関連移民 (employment-based immigrant)^(注13) として外国人に永住権を与えるために9月11日以前に提出された請願又は労働証明の申請の受益者である外国人は、9月11日のテロ攻撃の直接の結果として、受益者が障害を負ったため又は申請者若しくは請願者の業務への物理的な損害又は破壊により受益者が失業したため、又はテロ攻撃の直接の結果として申請者若しくは請願者が死亡したために、申請又は請願が無意味になった場合には、永住権を与えられる。

家族引受け移民として永住権を得るために9月11日以前に提出された請願の受益者である外国人の配偶者又は子は、2003年9月11日までに米国に入国する場合には、永住権を与えられる。

合衆国市民の配偶者又は婚約者のために提出された非移民ビザの請願の受益者は、請願を提出した合衆国市民がテロ攻撃の直接の結果として死亡した場合には、永住権を与えられる。

両親がテロ攻撃の直接の結果として死亡した場合には、両親のどちらかが合衆国市民であるか永住権を得ているかぎり、子の祖父母に永住権を与えられる。

第422条 申請又は再提出期限の延長

2001年9月11日のテロ攻撃の時点で非移民の資格で合法的に米国に滞在し、攻撃の直接の結果として障害を負った外国人は、その者の資格

が消滅する日又は2002年9月11日のどちらか遅い日まで米国に滞在できる。テロ攻撃の直接の結果として死亡した外国人の非移民の配偶者又は子に対しても、この滞在資格は与えられる。

また、テロ攻撃の時点で非移民として合法的に米国に滞在していた外国人が、テロ攻撃の直接の結果として申請を阻まれた場合には、本来の提出期限からさらに60日間は、資格の延長又は変更のための申請を提出することができる。攻撃の時点で非移民として米国にいたが、攻撃の直接の結果として適時に米国を出発することができなかった者は、2001年11月11日以前に米国を出発した場合には、合法的に出発したとみなされる。

第423条 特定の生き残った配偶者及び子に対する人道的救済

現在の法律は、合衆国市民が死ぬ前の少なくとも2年間は合衆国市民の配偶者であった者は、直系親族として移民の資格があるとしている。この条は、合衆国市民がテロ攻撃の直接の結果として死亡した場合には、この2年間の婚姻の要件を適用しない特例を定める。また、外国人の配偶者、子又は未婚の子が、テロ攻撃の直接の結果として死亡した永住者により提出された移民ビザの請願の受益者である場合には、永住権を受ける資格を有する。さらに、テロ攻撃の直接の結果として死亡した者の外国人の配偶者、子又は非婚の息子又は娘が、9月11日の時点で米国にいたが、その者のために未だ永住権の請願が提出されていなかった場合には、その外国人は自ら永住権の請願を行うことができる。

第424条 子どもの保護の特例的拡大

現在の法律は、特定のビザは、外国人が21歳の誕生日を迎えるまでしか入手できないとしている。この条は、これに次のような特例を定め

る。2001年9月に21歳の誕生日を迎え、9月11日以前に提出された請願又は申請の受益者である外国人については、21歳の誕生日から90日間は子どもとみなす。9月以降に21歳の誕生日を迎え、9月11日以前に提出された請願又は申請の受益者である外国人については、21歳の誕生日から45日間は子どもとみなす。

第425条 暫定的行政救済

2001年9月10日に米国において、テロ攻撃の直接の結果として死亡した者又は障害を負った者の配偶者、親又は子であった者が、この法律の下で救済の権利を別に与えられない場合には、司法長官はこの外国人に対し暫定的な行政救済を与えることができる。

第426条 死亡、障害又は失業の証拠

司法長官は、業務への物理的損害又は破壊に起因する死、障害又は失業が9月11日のテロ攻撃の直接の結果として起きたことを示す証拠の認定のために、適切な基準を策定しなければならない。

第427条 テロリスト又はその家族への利益供与の禁止

この救済は、9月11日のテロ攻撃について有罪とされる者又はその家族に提供されてはならない。

第428条 定義

—(略)—

(第4章 注)

- (1) 8 U.S.C. § 1105(b)-(d)を追加する改正。
- (2) Act of Dec. 21, 2000, Pub.L. No. 106-553, Appendix B, 114 Stat. 2762の改正。
- (3) 第411条については、「テロリストの活動に従事する」ことの定義が広すぎ、少しでも暴力的活動を

行う団体はすべてテロリストとされてしまうおそれがあるとの指摘がある。David Cole and James Dempsey, *TERRORISM AND THE CONSTITUTION*, (New York: The New Press, 2002) pp. 153-154.

- (4) 8 U.S.C. § 1182(a)(3)(iv)の改正。
- (5) 8 U.S.C. § 1182(a)(3)(ii)の改正。
- (6) 8 U.S.C. § 1182(a)(3)(vi)を追加する改正。
- (7) 8 U.S.C. § 1226aを新設。
- (8) 8 U.S.C. § 1202(f)(2)を追加する改正。
- (9) Act of Jun. 15, 2000, Pub. L. No. 106-215, § 3, 114 Stat. 337の改正。
- (10) 8 U.S.C. § 1372(h)(3)を追加する改正。
- (11) 8 U.S.C. § 1187(a)(3)の改正。
- (12) 米国における移民たる外国人の受け入れについては、3つのカテゴリーがある。家族引受け移民 (family-sponsored immigrant)、就労関連移民 (employment-based immigrant) 及び多様性移民 (diversity immigrant) である。家族引受け移民とは、家族ができるだけ一緒に住めるようにとの配慮から認められる移民の類型で、合衆国市民又は合法的永住者が、その者と一定の親族関係がある者のために、永住権の請願を提出することが要件となる。就労関連移民とは、有能な労働者を永住権を持つ移民として受け入れるための移民の類型で、労働を遂行する目的で米国に入国しようとする外国人は労働長官から労働証明を受けることが要件となる。多様性移民とは、さまざまな国から移民を受け入れるための移民の類型で、過去5年間の移民の総計が一定数以下の国に対して抽選で発行するものである。宮川成雄 「移民法に表現された「移民社会」アメリカ」『総合文化研究所紀要』第18巻 (2001) pp. 39-48.
- (13) 注(12)参照。

(参考文献)

- ・川原謙一 『詳解アメリカ移民法』信山社 (1996) (中川)

第5章 テロリズムの捜査に対する障害の除去

第501条 テロリズムとの戦いに対し司法長官が報奨金を支出する権限

テロ関連の情報提供を行った者に対し、司法長官が提供できる報奨金の上限を撤廃する。25万ドル以上の報奨金については、司法長官又は大統領の承認及び議会への通知が必要である。

第502条 国務省が報奨金を支出する権限

国務長官も、テロ関連の情報提供を行った者^(注1)に対して報奨金を支出することができる。

第503条 テロリスト及び他の暴力犯罪者のDNAの特定

特定のテロ関連犯罪により有罪判決を受けた者からDNAサンプルを採取し、DNAデータベースに加えることができる^(注2)。

第504条 法執行機関との協力

FISAに基づき外国諜報情報を入手するために、外国勢力又は外国勢力のエージェントによる国際テロ、秘密諜報活動及び他の敵対活動につき、電子監視又は物理的捜索を行う職員は、法執行職員と協力して捜査し、防御にあたることができる^(注3)。

第505条 さまざまな国家安全保障権限

FBIが、金融機関や通信サービスプロバイダに対し、電話、銀行及び預金等の記録の提出を求める場合に、「国際テロや秘密諜報活動の防止を目的とした正式な捜査に関連する記録」であることを示さなければならない。この際、裁判所を通すことは要件とされない。この捜査は、合衆国の人に対しては、合衆国憲法第1修正案により保護される自由な言論活動のみに基づいて行ってはならない^(注4)。

第506条 シークレット・サービスの管轄権の拡大

合衆国シークレット・サービスは、コンピュータ詐欺及びそれに関連する活動に関する犯罪を捜査するために、司法省との共同管轄権^(注5)を得た。また、合衆国シークレットサービスに、金融機関の詐欺を捜査する権限も与える^(注6)。

第507条 教育記録の開示

司法長官は、テロ行為の捜査又は阻止に役立つと認める場合には、裁判所に対し、教育機関の保有する学校教育記録について、開示命令^(注7)の発付を請求することができる。

第508条 全米教育統計調査の情報の開示

司法長官は、テロ行為の捜査又は阻止に役立つと認める場合には、裁判所に対し、全米教育統計センター(National Center for Educational Statistics; NCES)の保有する情報についても、開示命令の発付を請求することができる^(注8)。

(第5章 注)

- (1) 22 U.S.C. § 2708(e) (1)の改正、22 U.S.C. § 2708(b) (6)を追加する改正。
- (2) 42 U.S.C. § 14135a (d) (2)の改正。
- (3) 50 U.S.C. § 1806 (k)を追加する改正、50 U.S.C. § 1825 (k)を追加する改正。(本誌次号掲載の日本語訳を参照)
- (4) 18 U.S.C. § 2709 (b) (1)-(2)の改正(本誌次号掲載の日本語訳を参照)、12 U.S.C. § 3414 (a) (5) (A)他の改正。
- (5) 18 U.S.C. § 1030 (d)の改正。
- (6) 18 U.S.C. § 3056 (b) (3)の改正。
- (7) 20 U.S.C. § 1232g (j)を追加する改正。
- (8) 20 U.S.C. § 9007 (c)を追加する改正。

(中川)

第6章 テロリズムの被害者、公共保安職員及びその家族に対する支援

この章においては、公共保安職員の家族に対する支援（A節）並びに犯罪被害者補償及び支援（B節）それぞれについてその改善措置を定める。

A節 公共保安職員の家族に対する支援

第611条 テロリストの攻撃の阻止、捜査、救済又は復旧に関わった公共保安職員に対する給付の迅速化

公的機関に雇用される公共保安職員（public safety officer^(注1)）であって、職務中に殺害され、又は、永続的かつ全体的な機能障害を残すような傷害を負わされた者は、現行の「公共保安職員給付金プログラム」により、本人又はその家族が給付金の支給を受けることができる。しかし、給付金の支給を受けるには、受給資格を有する者であることを証明する証明書の交付を受けて、所定の手続に従って申請をしなければならないが、これまでは、その手続が煩瑣で、時間がかかるものであった。これを証明書の交付を合理化し、迅速に給付金の支給を受けることができるようにした。

第612条 英雄的な公共保安職員に対する給付の迅速化のための技術的な訂正

2001年9月11日のテロ攻撃の際の英雄的な救助活動にあたり死傷した公共保安職員に対する給付については、特にこの1条を設けて、第611条に定めるのと同様の措置が執られるようにした^(注2)。

第613条 公共保安職員給付金プログラムの支給額の増額

給付金額の増額及びその適用について定め

る。

「公共保安職員給付金プログラム」の支給金額の限度額を、10万ドルから25万ドルに引き上げ^(注3)、2001年1月1日以降の被害者に適用することとした。

第614条 司法プログラム局

司法省の司法プログラム局について改正^(注4)をし、「公共保安職員給付金プログラム」を含む様々な緊急対応活動を調整する権限を強化した。

B節 1984年犯罪被害者法の改正^(注5)

第621条 犯罪被害者基金

基金の安定的・効果的運用を確保するため、次のような措置をとることとした。

- (1) 1984年犯罪被害者法の規定による基金は、個人又は民間団体からの寄付を受けることができる。
- (2) 2003年会計年度から、基金からの支出は、前年度支出の90%以上110%以下の範囲で行う。例外として、基金から支出することができる総額が前年度支出の2倍以上であるときは、前年度支出の120%まで支出することができる。
- (3) 1会計年度中に支出されなかった基金の残額は、次の年度以降に支出するよう、貯えておかななければならない。その額には、1会計年度における限度額の枠が設けられない。
- (4) 2001年9月11日の航空機ハイジャック及びテロ行為に対応して基金に移管された金額から5000万ドルまでを、反テロリズム緊急予備金として、別に取り置くことができる。

また、1会計年度で支出されずに残された金額の5%までは別に取り置いて、それによって、予備分から次の会計年度に支出された金額を補充することができる。

- (5) 反テロリズム緊急予備金は、会計年度を越えて運用することができる。また、基金の収入及び支出について設けられた制限は、これには適用されない。
- (6) 2001年9月11日の航空機ハイジャック及びテロ行為に対応して使用するために基金に移管された金額は、基金の収入及び支出について設けられた制限には従わない。

第622条 犯罪被害者補償

犯罪被害者補償の効果的実施を図るため、次のような改正が行われた。

- (1) 法定の要件を備えた犯罪被害者補償プログラムに対する基金からの補助金の年間総額は、これまでは前の会計年度中に同プログラムが支給した金額（財産上の損害に対して支給される金額を除く。）の40%とされていたが、2003年度以降は60%に増額する。
- (2) 州が基金からの補助金を得るためには、プログラムで補償の対象とする犯罪被害には、国外で起こったテロ行為によるものも含まなければならないとされていたが、今回の改正により、その条件が撤廃された。
- (3) 連邦の資金を使用して医療その他の支援を行う連邦、州及び地方自治体政府のプログラムによる支援を受けることができる者の資格要件として、収入、財源、資産が最高限度額の範囲内にあるかどうかの審査（資力審査）が行われるが、それらのプログラムによって受ける支援が全体として、その犯罪の結果生じた損失を完全に補償するに十分であるときを除き、犯罪被害者補償金として受領した金額は、その審査の対象となる資力としては算入されない。また、受領した補償金の金額を理由として、それらのプログラムから受けられる支援の総額が減じられることもない。

第623条 犯罪被害者支援

犯罪被害者支援の効果的実施を図るため、次のような改正が行われた。

- (1) コロンビア特別区並びにプエルトリコ、ヴァージン諸島及びその他の合衆国の領土を管轄する連邦の検察官の活動は、連邦の補助金を受ける資格を有する犯罪被害者支援プログラムのものであるとして認められる。
- (2) 被害者が問題の犯罪についての州の捜査のやり方に同意しない場合にも、その州の犯罪被害者支援プログラムにおいてその被害者に対して差別的取扱いをすることを禁じる。
- (3) 犯罪被害者支援プログラムへの補助金は、プログラム評価やプログラムを遵守するための様々な措置を目的としたものとしても与えられる。
- (4) 奨学金や臨床実習のため、並びに、公開実験、調査及び特別な事業によって入手した情報を公開し、普及させることを目的とした研修及び特別な講習会のため、基金を利用することができる。

第624条 テロリズムの被害者

テロリズムの被害者に対する柔軟な補償・支援体制の整備を図るため、次のような改正が行われた。

法定の要件を備えた犯罪被害者補償及び支援のプログラムをもつ州に対し、又は、犯罪被害者に対する支援を提供する被害者援助団体、公的機関（連邦、州又は地方自治体政府を含む。）及び非政府組織に対して、合衆国内で生じたテロ行為又は大規模な暴力行為の被害者に対する危機対応措置、支援、補償、訓練及び技術的な支援並びに捜査又は訴追の過程にあるものを含む現に実施中の支援を含めた緊急事態の救援のために使用することができるよう、追加の補助金が与えられる。

（第6章 注）

- (1) 公共保安職員（public safety officer）とは、法執行官、消防隊員、救助隊員又は救急隊員として公的機関に奉職する者をいう（1968年犯罪防止及び街路の安全性に関する包括法第 I 編第1204条。42 U.S.C. § 3796b（「公共保健及び福祉」に係る司法制度の改善に関する章中の定義規定）を参照）。
- (2) Act of Sep. 18, 2001, Pub. L. No. 107-37, 115 Stat. 219「2001年9月11日のテロリストによる攻撃に関連した一連の職務遂行において被った人身の傷害の直接で最も近くに生じた結果として死亡し、又は壊滅的な傷害を負った公共保安職員に対する一定の給付金の迅速な支給について定める法律」第1条の改正
- (3) 42 U.S.C. § 3796 の改正
- (4) Act of Oct. 21, 1998, Pub. L. No. 105-277, Title I, § 112, 112 Stat. 2681,及び Act of Nov. 11, 1999, Pub. L. 106-113, Appendix A, § 108(a), 113 Stat. 1501A の2ヶ条を改正
- (5) 犯罪被害者補償・支援の主なものは、経済的支援であるが、それにも様々な形態がある。罪を犯した者の負担で被害者の損害を回復しようとするもの（犯人に対する民事訴訟による賠償請求、刑事手続における裁判所の命令による損害賠償など）、被害者自身の負担により損害を回復しようとするもの（保険制度によるもの）及び国家の負担によるもの（一種の社会保障）がある。アメリカ合衆国の犯罪被害者補償・支援は、連邦及び州の負担による損害の回復（補償）を中心としたものである。1984年犯罪被害者法が制定され、この法律により創設された犯罪被害者基金（以下、この注において「基金」という。）から、一定の要件を備えた犯罪被害者補償プログラムを対象に、州に対して連邦の資金が与えられることになり、連邦全体の犯罪被害者補償・支援制度が飛躍的に発展することとなった。基金は、司法省司法プログラム局犯罪被害者対策室によって運用されている。この基金から、州の犯罪被害者補償制度に対するほか、州、地方自治体政府、民間団

体による犯罪被害者支援活動に対する補助金が交付され、また、同室が行う連邦独自の被害者支援プログラムに対しても資金が支出される。州が連邦の補助金を得るためには、その犯罪被害者補償制度が、被害者本人の医療費、精神保健のためのカウンセリング費用及び逸失給与、並びに被害者遺族に対する葬儀費用及び生活費を補償するものであることなど、一定の条件を備えたものでなければならない。（そのほか、申請手続、補償の対象者及び申請適格の要件、補償内容等を含む米国の制度の詳細については、富田信穂「アメリカ合衆国における犯罪被害者補償制度」『警察学論集』第54巻第3号2001年3月 pp. 58～81 を参照）

（土屋）

第7章 重要基盤の防護のための地域的情報共有の増進

第7章は、次に示す第701条だけからなる。ここにいう重要基盤（Critical infrastructure）とは、通信、エネルギー、金融、水道、輸送などの各セクターにおける施設と情報システムの双方を含めた資産をいう。これらがテロ攻撃の標的となって破壊され、あるいはその機能を失うと、合衆国の国防、国民経済、公衆衛生などに致命的な打撃となり、国土安全保障に計り知れない影響を及ぼすと考えられている。^(注1)

第701条 テロリストの攻撃に関する連邦・州・地方自治体の法執行機関の対応を促進するための地域的情報共有システムの拡大

重要基盤に対するテロ攻撃に備えるため、司法省司法補助部所管の地域的情報共有システム（RISS）の目的に新たにテロ対策を追加して、州及び地方の法執行機関による利用の拡大を図る。2002会計年度には5000万ドル、2003会計年度には1億ドルの補助金の支出を承認する。^(注2)

(第7章 注)

(1) 2001年重要基盤防護法 (42 U.S.C. § 5195(c)) の事実認識及び定義を参照。

(2) 1968年犯罪防止及び街路の安全性に関する包括法 (Omnibus Crime Control and Safe Street Act) 第1編第1301条 (42 U.S.C. § 3796(h)) の改正。

(平野)

第8章 テロリズムに対する刑法の強化

第801条 大量輸送システムに対するテロリストの攻撃及びその他の暴力行為

州際又は外国との通商に関わる大量輸送(定期的かつ継続的に大衆に提供される輸送をいい、スクールバス、貸し切り又は観光のための輸送は除く。)の提供者に対する破壊若しくは暴力行為^(注1)をし、又はそのような行為をしようとする者が州境を越えて旅行し、若しくは連絡を取り、又は犯行のために使用する物を運ぶ行為は、これを連邦法上の犯罪とし、罰金若しくは20年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。また、その行為が実行されたときに大量輸送車両又は連絡船が乗客を輸送していたとき、又は、その犯罪によって人を死に至らしめたときは、拘禁刑は、有期又は終身まで加重される^(注2)。

第802条 国内テロリズムの定義

すでに法律で定義されている「国際テロリズム^(注3)」という概念に対応して、「国内テロリズム^(注4)」という概念を導入した。これにより、合衆国の裁判管轄下において発生したテロリズム犯罪の捜査のための裁判所の命令、令状の発付権限が拡張された。

第803条 テロリスト隠匿の禁止

連邦のテロリズム犯罪に関わったことがある者又は関わろうとしている者を、事情を知りな

がら、又はそのことを確信できる合理的な理由がありながら、これを匿うことは犯罪とされ、罰金若しくは10年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する^(注5)。

この規定が設けられる前は、スパイ隠匿の禁止に関する規定はあったが、テロリスト隠匿については規定がなかった。米国政府の提案では、テロリズムに関わるとの疑いがあるだけで、その者を匿うことまでも犯罪としていたが、議会での審議過程で、この点は否定された。

第804条 外国での米国施設に対して行われた犯罪の裁判管轄権

合衆国の特別海事裁判管轄権及び領域的裁判管轄権を拡張し、外国で、国民、外交使節、領事、軍事使節のための施設に対して行なわれる犯罪をも対象とすることとした^(注6)。

第805条 テロリズムに対する物的支援

物的支援が禁止される対象であるテロリストが行う犯罪として、化学兵器の製造、所持又は使用等、大量輸送機関の破壊、核施設又は核燃料に対する破壊工作 (sabotage) が加えられた。

物的支援には、通貨や通貨代替物又は有価証券 (monetary instruments or financial securities) が含まれることが明記されたほか、テロ行為の実行又はその準備のために利用されることを知りながら、又はそのことを意図してする専門的助言や援助 (たとえば、航空機操縦の教育訓練などがこれに該当する。) も新たに加えられた。

また、禁止規定に違反した行為は、連邦裁判所の裁判管轄権の下で訴追されることとなった^(注7)。

第806条 テロリスト組織の資産

合衆国に対するテロリズムの行為を計画し、又は遂行している個人若しくは組織の資産は、その収益及び手段とされるものも含めて、民事上の没収に服することとなった。^(注8)

第807条 テロリズムに対する物的支援の規定 に関連した技術的な明確化

2000年貿易制裁改革及び輸出拡大法（Trade Sanction Reform and Export Enhancement Act of 2000）の規定が、テロリストまたは指定されたテロリスト組織への物的支援に対する刑事上の禁止を限定的に解釈し、又はその他これに影響を与えるように解釈してはならないことが明記された。

第808条 連邦のテロリズム犯罪の定義

合衆国法典第18編第2332b条に定める「テロリズムの連邦犯罪」に含まれるものとして列挙される犯罪の追加及び削減が行なわれた。^(注10)

第809条 特定のテロリズム犯罪に対する公訴 期限の撤廃

人に重傷を負わせ、又は死に至らしめる一定のテロリズム犯罪について、公訴期限が撤廃された。^(注11)

第810条 テロリズム犯罪に対する最高刑の引 き上げ

次の犯罪について、拘禁刑の最長刑期が、それぞれ次のように引き上げられた。

- (1) 放火：放火した建物に現に人が住んでいた場合又は人命が危険な状態になった場合、最長刑期を「20年以下」から「有期又は終身」まで引き上げる。^(注12)
- (2) エネルギー施設の破壊：エネルギー施設を破壊し、10万ドルを超える損害を与え、又はその施設の機能を停止させ、若しくは機能不全に陥らせた場合、最長刑期を「10年以

下」から「20年以下」まで引き上げる。さらに、人を死に至らしめたときは、「有期又は終身」とする。^(注13)

- (3) テロリストに対する物的支援：テロ行為の準備又は実行のために使用されることを知りながら、若しくはそのことを意図して、物的支援を提供し、調達し、隠匿し、又は、物的支援の性格、調達先等を偽るなどの行為については、最高刑期を「10年以下」から「15年以下」に引き上げる。さらに、人を死に至らしめたときは、「有期又は終身」とする。^(注14)
- (4) 外国テロ組織に対する物的支援：米国内又は米国の裁判管轄権の下において、事情を知りながら、外国のテロ組織に対する物的支援を提供し、若しくは調達をし、又はそれを企てることについては、最高刑期を「10年以下」から「20年以下」まで引き上げ、さらに、人を死に至らしめたときは、「有期又は終身」とする。^(注15)
- (5) 国防用資源の破壊：合衆国の国防を妨害し、これに損害を与える意図をもって、故意に、国防用の資源、国防用敷地建物、又は国防用の電気ガス水道設備を損傷し、破壊し、汚染し、病原菌を混入することについては、最長刑期を「10年以下」から「20年以下」まで引き上げ、さらに、人を死に至らしめたときは、「有期又は終身」とする。^(注16)
- (6) 核施設又は核燃料に対する破壊工作：核施設又は核燃料に対して、意図的に、故意に、これを破壊し、若しくは物理的損害を与えたときは、最高刑期を「10年以下」から「20年以下」まで引き上げる。^(注17)
- (7) 航空機内への武器又は爆発物の持ち込み：故意に、又は人命に対する安全を無視して、武器又は爆発物を航空機内に持ち込んだときは、最高刑期を「15年以下」から「20年以下」に引き上げ、人を死に至らしめたときは、「有期又は終身」とする。^(注18)

(8) ガス又は危険な液体用の州際パイプライン施設の破壊：ガス又は危険な液体用の州際パイプライン施設を、事情を知りながら、又は故意に破壊したときは、最高刑期を「15年以下」から「20年以下」に引き上げ、人を死に至らしめたときは、「有期又は終身」と^(注19)する。

第811条 テロリストの共同謀議に対する罰則

テロリストによる、又はテロリストに関わる次の犯罪についての共同謀議も、犯罪とされることとなった。

- (1) 放火（前掲注12参照）
- (2) 連邦施設における殺人^(注20)
- (3) 通信の回線、ステーション又はシステムの損傷、破壊^(注21)
- (4) 特別な海事裁判管轄権・領域裁判管轄権の下での建物又は財産の損傷、破壊^(注22)
- (5) 列車の破壊^(注23)
- (6) テロリストに対する物的支援（前掲注14参照）
- (7) 拷問^(注24)
- (8) 核施設又は核燃料に対する破壊工作^(注25)
- (9) 航空機の操縦士及び乗務員に対する妨害行為^(注26)
- (10) 航空機に関する米国の特別裁判管轄権の下での犯罪〔航空機内への武器又は爆発物の持ち込み^(注27)〕
- (11) ガス又は危険な液体の州際パイプライン施設の損傷又は破壊（前掲注19参照）

第812条 テロリストの釈放後の監視

拘禁後の監視付釈放（supervised release）の期間について^(注28)の規定中に新たに次の1項を加える。

「(j) テロリズムを根拠とする監視付釈放の期間……第2332b条g項(5)(B)（前掲注10参照）に列挙する犯罪で、その犯行によ

り人を死に至らしめ、又は身体に重傷を負わせ、又はその予見可能な危険をもたらす犯罪を理由とした監視付釈放が認められる期間は、有期又は終身とする。」

第813条 テロリズムの行為の脅迫行為への包含

脅迫行為に関わる定義規定中、^(注29)「ラケッティアリング行為（racketeering activity）^(注30)」に該当する行為として、第2332b条g項(5)(B)（前掲注10参照）に掲げられる規定に基づき起訴される行為（連邦法によるテロリズム犯罪）が追加された。

第814条 サイバーテロリズムの阻止及び予防

コンピュータに関連した詐欺及び関連の行為^(注31)に関する規定の一部を改正し、コンピュータ不正アクセスの刑法上の禁止規定を明確化した。その主なものは、次のとおりである。

- (1) 合衆国の国外にあるコンピュータを使って、合衆国における州際若しくは外国との通商又は通信に影響を与えることを犯罪とする。
- (2) 「損失（loss）」の定義を改め、コンピュータ不正アクセス犯罪の犠牲者の負担が完全に考慮されることが確実になるものとした。
- (3) 民事責任の範囲を明確化した。
- (4) 連邦の量刑基準を改正し、これまでである事件については裁量の余地なく適用されることとされていた最短期間の拘禁刑の規定があっても、裁量により、適切な刑罰が科せられるようにした。

第815条 政府の要求に応じてした記録の保存に関する民事訴訟に対する抗弁の追加

蓄積保存された有線及び電子通信並びに暫定

的記録のアクセスに係わる民事訴訟に関する規定に基づき政府が行った要請を善意で信頼した者は、その要請を受けてした記録保存が違法行為であるとして訴えられた場合に、善意の信頼に基づくことをもって抗弁とすることができる^(注32)とした。

第816条 サイバーセキュリティの法的能力の向上及び支援

コンピュータ犯罪との戦いを援助するため、司法長官が適当と考えるような地域的なコンピュータ法科学研究所（computer forensic laboratories）を設置し、また、既設のコンピュータ法科学研究所に対しては支援を行うことを司法長官の責務として規定した。これらのコンピュータ法科学研究所では、①サイバーテロリズムを含む犯罪行為に関連したコンピュータに係る証拠の取得及び解釈に関する法的調査、②サイバーテロリズムを含むコンピュータ関連犯罪の捜査、法的分析及び犯罪訴追にたずさわる連邦、州及び地方の法執行官及び検察官の教育・訓練、③コンピュータ関連犯罪に関係する連邦、州及び地方の刑事法規を執行する連邦、州及び地方の法執行官に対する援助、④複数の裁判管轄権にまたがる事件に対処するための特別班（task force）を活用することを含め、コンピュータ関連犯罪の捜査、分析及び訴追について、連邦の法執行の専門的意見及び情報を州及び地方の法執行官及び検察官と共有することを促進し、奨励すること、などを行う。

第817条 生物兵器規制関連制定法の拡大

合衆国法典第18編（犯罪及び刑事手続）中に生物兵器所持禁止に関する規定が追加された^(注33)。これにより、国際テロリズムを支援する国の国籍を持つ者で、米国に居住しない者を含む制限を受ける者（restricted person^(注34)）が、行政命令でリストに掲げられた生物剤又は毒素を、事情

を知らず、所持することは犯罪とされ、罰金若しくは10年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

（第8章 注）

(1) ここでいう犯罪となる行為とは、以下のものをいう。（18 U.S.C § 1993(a)参照）

- ① 車両等を破壊し、放火し、又は故障させること。
- ② 生物剤若しくは毒素を、武器、破壊物質又は破壊装置として使用するために、乗客や乗務員その他の従業員を危険に陥れる意図を持って、若しくは、人命の安全を無視して、車両等に持ち込み、又は、車両等の脱線、破壊、故障を生じさせることを知りながら、当該車両等の車庫、駅、施設等に持ち込み、又はこれに点火すること。
- ③ 列車運行システム、中央指令システム若しくは踏切りの警報信号を含む大量輸送信号システムから付属品を取り去り、その操作に障害をもたらすなど、それらのシステムを妨害すること。
- ④ 運行指令通信の担当者、運転士その他の車両等の運行に携わる従業員に対して、乗客若しくは乗務員その他の従業員を危険に陥れる意図を持って、若しくは、人命の安全を無視して、これを妨害し、その自由を奪い、何もすることができないようにすること。
- ⑤ 乗客又は乗務員その他の従業員その他車両等に乘っている者に対して、死に至らしめ、又は重傷を負わせることを意図して、危険な武器の使用を含めた行為をすること。
- ⑥ この条によって禁止された行為をしようとする企てに関し、偽の情報を流すこと。
- ⑦ 以上の行為を企て、脅迫し、又は共同謀議をすること。

(2) 18 U.S.C. § 1993 として、新たにこの1条を加える。

(3) 18 U.S.C. § 2331（本誌次号掲載の日本語訳を参照）

- (4) 18 U.S.C. § 2331 に第5項として、新たに1項を加える（本誌次号掲載の日本語訳を参照）。
- (5) 18 U.S.C. § 2339 として、新たに1条を加える（本誌次号掲載の日本語訳を参照）。
- (6) 18 U.S.C. § 7（合衆国の特別海事及び領域的裁判管轄権の定義）中に新たに1項（第9項）を加える。
- (7) 18 U.S.C. § 2339A の改正（本誌次号掲載の日本語訳を参照）
- (8) この対象となる「資産」について、18 U.S.C. § 981(a)(1)(G)は、次のように定める。
- 「外国、国内を問わず、以下の条件に該当するすべての資産
- (i) 合衆国、合衆国の市民若しくは在留者、又はその財産に対する国内テロリズム若しくは国際テロリズム（第2331条で定義されるものをいう。）の行為を計画し、又は遂行することに関与する個人、団体又は組織の所有するもの、及び、外国、国内を問わず、人にこれらの団体若しくは組織に対する影響力の源を提供するすべての資産
- (ii) 合衆国、合衆国の市民若しくは在留者、又はその財産に対する国内テロリズム若しくは国際テロリズム（第2331条で定義されるものをいう。）の行為を支援し、計画し、遂行し、又は隠蔽することを意図し、目的として、人が取得し、維持するもの
- (iii) 合衆国、合衆国の市民若しくは在留者、又はその財産に対する国内テロリズム若しくは国際テロリズム（第2331条で定義されるものをいう。）の行為から派生し、これに関与し、又はこれを行うために使用され、若しくは、そのように使用されることを意図したもの」
- (9) 18 U.S.C. §§ 2339A-2339B（本誌次号掲載の日本語訳を参照）
- (10) 18 U.S.C. § 2332b(g)(5)（本誌次号掲載の日本語訳を参照）
- (11) 18 U.S.C. § 3286 の改正による。この改正後の同条中、本稿に直接関連する規定（b項）は次のと

おり。

「(b) 無制限その他の法律の規定にかかわらず、第2332b条g項(5)(B)に列挙された犯罪に対しては、その犯罪の遂行が他の者を死に至らしめ若しくは身体に重傷を負わせる結果を生じさせ、又は予見しうる危険をもたらしたときは、期限がなく、いつでも、正式起訴状が交付され、又は略式起訴が開始されることができ。」

- (12) 18 U.S.C. § 18
- (13) 18 U.S.C. § 1366
- (14) 18 U.S.C. § 2339A（本誌次号掲載の日本語訳を参照）
- (15) 18 U.S.C. § 2339B（本誌次号掲載の日本語訳を参照）
- (16) 18 U.S.C. § 2155(a)
- (17) 42 U.S.C. § 2284
- (18) 49 U.S.C. § 46505(c)
- (19) 49 U.S.C. § 60123
- (20) 18 U.S.C. § 930(c)
- (21) 18 U.S.C. § 1362
- (22) 18 U.S.C. § 1363
- (23) 18 U.S.C. § 1992
- (24) 18 U.S.C. § 2340A
- (25) 42 U.S.C. § 2284
- (26) 49 U.S.C. § 46504
- (27) 49 U.S.C. § 46505
- (28) 18 U.S.C. § 3583
- (29) 18 U.S.C. § 1961(1)
- (30) 本来は、強請、恐喝を意味するが、次第に多数の犯罪的な業務活動を意味するようになった。このことについては、増田生成「米国連邦 RICO 法(-)『レファレンス』第583号、1999年8月、p.7注4を参照。
- (31) 18 U.S.C. § 1030
- (32) 18 U.S.C. § 2707。蓄積保存された有線及び電子通信並びに暫定的記録のアクセスに係る民事手続において、政府のアクセスのための条件中、証拠の保全に対する要件を改正する（本誌次号掲載の日本語

訳を参照)。

(33) 18 U.S.C. § 175b

(34) 制限を受ける者とは、以下に掲げる個人をいう。(18 U.S.C. § 175b(b) (定義規定) の(2)を参照)

- ① 1年を超える拘禁刑を科される犯罪のために起訴されている者
- ② 1年を超える拘禁刑に科される犯罪で有罪とされたことがある者
- ③ 逃亡犯
- ④ 規制薬物の違法使用者
- ⑤ 不法在留外国人
- ⑥ 精神病であると診断されたことがある者又は精神病者用施設に収容されたことがある者
- ⑦ 在留外国人で、國務長官が連邦の法令に従い、国際テロリズムのための支援を繰り返し提供してきたと判断し、その判断が現に有効である国の国民である者
- ⑧ 不名誉な条件により米国軍隊から除隊させられた者

(土屋)

第9章 諜報活動の改善

第901条 1978年外国諜報監視法に基づいて収集される外国諜報情報に関する中央情報長官の責務

中央情報長官は、この法律の規定により、FISAに基づく電子監視又は物理的監視により収集された外国諜報情報が、目的に適うように効果的かつ効率的に利用されることを保証するため、外国諜報情報の収集についての市民の自由に係わる憲法上・制定法上の条件及び優先順位を定めることにより司法長官を助ける、という責任が追加された。

第902条 1947年国家安全保障法に基づく外国諜報情報の範囲内への国際テロリス

トの活動の包含

1947年国家安全保障法 (National Security Act of 1947) の定義規定中、^(註1) 「外国諜報情報」に「国際テロリズム」に関する情報を含めることとし、国際テロリズムの諜報に関する中央情報長官の責任を明確化した。

第903条 テロリスト及びテロリスト組織についての情報を入手するための諜報活動の連繋の確立及び維持に関する連邦議会の意向

テロリスト及びテロリスト組織に関する情報収集を目的とした諜報活動の連繋の確立及び維持について、次のような連邦議会の意向がこの条に掲げられた。

「連邦政府の諜報機関の職員及び被用者は、その職務遂行の範囲内で行動する際に、テロリスト若しくはテロリストの組織の身元、居場所、資金調達、提携、諸能力、計画又は意図に関する情報、又は、テロリスト若しくはテロリスト組織に対し、これを匿い、慰め、励まし、資金を提供し、幫助し、又は援助することに関与するその他の者、団体若しくは集団（外国の政府を含む。）に関する情報の取得を含む、合法的な諜報活動に従事することを目的とした者、団体若しくは集団との諜報活動の連繋を確立し、維持することを奨励されるものであり、そのためのあらゆる努力をすべきである……」

第904条 連邦議会への諜報活動及び諜報関連事項についての報告の提出を延期する暫定的な許可

2001年9月11日のテロ事件への当面の対応に支障が生じないようにとの配慮から、国防長官、司法長官及び中央情報長官は、2002年2月1日までは、連邦議会に提出すべき報告を延期することができるとした。

第905条 犯罪捜査に関する外国諜報関連情報の中央情報長官への開示

法執行機関の新たな責務として、犯罪捜査の過程において、外国諜報情報として価値のある情報を入手したときは、これを中央情報長官に告知し、開示しなければならないこととされた。既存の特例的な告知手続を正規のものとする^(注2)こと、現に進行中の捜査を危険に曝し、又は重要な法律の執行に関する利害に抵触するような一定の情報の開示については、禁止されうることも明記された。

第906条 外国テロリスト資産追跡センター

司法長官、中央情報長官及び財務長官は、共同して、国際テロリストの資金援助網に関する外国諜報情報の効果的かつ効率的な分析及び頒布のための機能を確立するため、財務省内の外国テロリスト資産追跡センター (Foreign Terrorist Asset Tracking Center) と外国資産管理室 (Office of Foreign Assets Control) とを再編することの実現可能性及び要請度の調査を行い、2002年2月1日までに連邦議会に報告することが定められた。

第907条 全米仮想翻訳センター

中央情報長官は、連邦捜査局長官と協議して、最先端の情報技術を活用して米国本土を基盤として情報通信網により翻訳専門家と確実に連結する仮想 (電子的) 翻訳専門機関 (これを、「全米仮想翻訳センター (National Virtual Translation Center)」と称する。) を設立することの実現可能性について検討し、2002年2月1日までに、連邦議会の所轄の委員会に報告することが命じられた。

第908条 外国情報の識別及び利用に関する政府職員の訓練

司法長官は、中央情報長官と協議して、連

邦、州及び地方政府の職員を対象として、通常^(注1)の職務遂行過程において気づいた諜報情報の識別及び適切な取扱いに関する教育訓練プログラムを作り、実施することが義務づけられた。

(第9章 注)

- (1) 50 U.S.C. § 401a
- (2) 50 U.S.C. § 403-5b

(土屋)

第10章 雑則

第1001条 司法省による調査

司法省職員による市民の権利と市民の自由の侵害の防止を図るために、関連情報を調査し、また苦情の申立てに対処することを目的として、司法省監察総監の指名による担当官1名を置く。その職務、連絡先等はインターネット、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて広報するとともに、連邦議会の上下両院の司法委員会に対して半年ごとに活動報告を行う。

第1002条 議会の意向

シーク教徒アメリカ人に対する暴力及び差別行為を非難し、テロ事件捜査に際しては、シーク教徒を含むすべてのアメリカ人が有する市民の権利と市民の自由を保護すべきこと、また、偏見に基づく犯罪防止への取組みの強化と犯罪を犯したすべての者を法の及ぶ限り起訴すべきことを要請する。^(注1)

第1003条 「電子監視」の定義

第217条の規定に基づき、不正アクセス者を監視するための通信傍受が合法化されること^(注2)に伴い、その種の通信傍受が外国諜報監視法にいう電子監視に該当しないことを、定義の一部を改めることにより明確にする。^(注3)

第1004条 マネーロンダリング事件の裁判地

マネー・ロンダリングの犯罪、犯罪計画、共謀の罪を起訴すべき裁判地の決定に関する規定^(注4)を設ける。

第1005条 第一対応者援助法

テロリズムに最初に対応する、第一対応者の能力向上を図る目的で、司法長官は州及び地方の法執行機関、消防署等に対して、2003年度から2007年度までの各会計年度にそれぞれ2500万ドルの助成を行う。助成は大別して、テロリズムの防止と反テロリズム訓練のふたつがあり、前者に該当する事項には、24時間体制の情報収集・分析ユニットの形成、通信傍受装置の購入、重大事件で使用される警察官の防具や統括現場管理に必要な移動指揮のための装置の購入、近隣の法執行機関との資源調整を促進するための技術支援プログラムなどがある。

第1006条 マネーロンダリングに関する外国人の入国の不許可

マネーロンダリングについて、援助、教唆、共謀への関与が明らか又は疑わしい外国人に対するビザの発給は行わず、入国を許可しない^(注5)。

国務長官は、この法律の制定日から90日以内に、マネーロンダリングへの関与を調査するための警戒リストを整備する。その後のデータ更新は、司法長官、財務長官及び中央情報長官の協力を得て国務長官が行う。

第1007条 南及び中央アジアにおける麻薬取締官研修のための資金の承認

1961年対外援助法第481条により承認される予算に加えて、2002会計年度には500万ドル以上を南・中央アジア地域で増加する化学的防除とトルコ共和国における地域的な反麻薬研修に支出することを承認する。^(注6)

第1008条 在外領事館及び合衆国入国地点におけるFBI統合自動指紋確認システムにアクセス可能な生物測定識別子スキャンニング・システムの使用に関する予備調査

国の内外における犯罪捜査、テロ捜査で指名手配中の外国人を在外領事館と入国地点で確認^(注7)するために、FBI統合自動指紋確認システムにアクセス可能な生物測定識別子（指紋）スキャンニング・システムの使用に関する予備調査を実施する。同調査は、国務長官、中央情報長官と協議のうえ司法長官が行うこととし、その結果をこの法律の制定日から90日以内に上下両院の外交委員会と司法委員会に報告する。

第1009条 コンピュータ・アクセスの調査

テロリズムの容疑者である乗客の氏名を航空会社にコンピュータ経由で提供するシステムの実現可能性について、FBIが調査し、その結果をこの法律の制定日から120日以内に議会に報告する。なお、このために25万ドル以下の支出を承認する。

第1010条 合衆国軍事施設警備のための地方及び州政府との契約に関する一時的な権限

合衆国全軍による「不朽の自由作戦」^(注8)の期間中及びその終結から180日以内に限って、合衆国の軍事施設・設備の警備に関する、近隣の地方自治体、州政府、又はその複合体との契約に、国防総省の予算を使用することができる。国防長官は、この条の制定の日から1年後に、上下両院の軍事委員会に対して、報告書を提出する。

第1011条 慈悲深いアメリカ人に対する犯罪

電話による慈善目的の寄付や贈与の勧誘がテロリストに悪用されることのないように、電話

による勧誘に際して、その目的、慈善団体の名称と住所を明確に伝えなければならない。^(注9)

第1012条 危険物輸送免許証の発行の制限

司法長官が申請者を犯罪歴データベース等で調査（外国人の場合は身元確認等）し、その結果を受けて運輸長官が要注意人物でないことを確認した場合に、各州は危険物の自動車輸送の免許を発行し、更新することができる。^(注10)

第1013条 生物テロ対応の予算に関する上院の意向

潜在的な生物テロ攻撃への対応を今年度（2001年度）の新たな重要課題とし、州及び地方自治体の対応能力の向上と対応プランの作成、病院の対応力と収容能力の向上、防災対応医療システムの整備、治療法及びワクチンの開発に係る研究支援、全米医薬品備蓄プログラムの整備などを推進すべきである。

第1014条 州及び地方の準備のための助成プログラム

大量破壊兵器、生物兵器、核兵器、放射線兵器、放火、化学兵器、爆発物を伴うテロ事件などの発生に備えて、州及び地方の対応能力の向上に不可欠な備品の購入、第一対応者に対する訓練、技術支援などを助成するための、司法省司法プログラム室による助成プログラム^(注11)を設け、2002年度から2007年度までの各会計年度にそれぞれ必要額の支出を承認する。

第1015条 州及び地方に対する反テロ助成のための犯罪鑑識技術法の拡充及び予算の再承認

1998年犯罪鑑識技術法第102条^(注12)に基づく助成

の範囲に反テロリズムを追加し、2002年度から2007年度までの各会計年度にそれぞれ2500万ドルを支出する。

第1016条 重要基盤の防護

重要基盤を防護するための、反テロリズム、脅威アセスメント、リスク緩和に関する官民両セクターの活動を支援するために、国家基盤シミュレーション分析センター（NISAC）を新たに設置する。その設立準備のために、2002会計年度には国防総省の防御脅威緩和機関（DETRA）に2000万ドルの支出を承認する。

(第10章 注)

- (1) アラブ系及びイスラム系アメリカ人への差別行為に関する議会の意向は、第102条を参照。
- (2) 18 U.S.C. § 2511(2)(i)
- (3) 50 U.S.C. § 1801(f)(2)
- (4) 18 U.S.C. § 1956の末尾に追加
- (5) 移民及び国籍法第212条(a)(2)の改正
- (6) 22 U.S.C. § 2291
- (7) 第405条参照
- (8) 2001年9月11日の同時多発テロ事件に対して米国が宣告した作戦名
- (9) 電話勧誘販売及び消費者詐欺及び侵害防止法（15 U.S.C. § 6101以下）などの一部改正
- (10) 49 U.S.C. § 5103(a)として追加。
- (11) 42 U.S.C. § 3711
- (12) 42 U.S.C. § 14601

(平野)

(ひらの みえこ・海外立法情報調査室)
(つちや けいじ・海外立法情報調査室)
(なかがわ かおり・海外立法情報課)